

行政対応特別研究資料

子どもを対象とした農林漁家宿泊体験 による農山漁村振興の実態と課題

平成22年5月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果を取りまとめたものですが、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

はしがき

農林水産政策研究所では、教育交流に関する行政対応特別研究を、2008、2009年度の2カ年度にわたって実施した（2008年度は「小学生の農山漁村での宿泊体験活動に係る課題の整理・分析」、2009年度は「教育交流による農村地域の振興への波及効果分析」）。本資料は、これら2カ年度の研究成果を取りまとめたものである。

総務省、文部科学省、農林水産省は、2008年度より「子ども農山漁村交流プロジェクト」を、3省の連携事業として実施している。本研究の目的は、この子どもプロジェクトに伴う、①受入モデル地域における教育交流活動の実態および課題、②教育交流が受入地域や受入農林漁家に与える経済効果、③教育交流が農村の地域振興に与える効果等を明らかにすることにある。

本研究の研究成果中には、中間的な研究成果も多分に含まれており、今後、一層検討を深める必要があるものと考えている。教育交流に関する取組と研究の進展のため、ここに本資料を執筆・公表するに至ったが、関係諸氏の忌憚のないご指導、ご批判を賜りたく願う次第である。

2010年5月

農林水産政策研究所
教育交流研究チーム

子どもを対象とした農林漁家宿泊体験による 農山漁村振興の実態と課題

目 次

はしがき	i
序 章 研究の課題と背景	1
1. 研究の目的と課題	1
2. 本報告書の構成	1
3. 「子ども農山漁村交流プロジェクトに関する事業」の概要	2
(1) 事業成立の経緯	2
(2) 事業内容	4
(3) 関連事業・制度の仕組み	4
4. 子どもプロジェクトの目的と位置づけ	8
第1章 教育旅行における体験活動の経緯と現状	11
1. 教育旅行の目的の変化と体験学習の広まり	11
2. 修学旅行の実施概況	12
(1) 実施時期	12
(2) 宿泊泊数	13
(3) 宿泊施設の種別	14
(4) 修学旅行の実施内容・体験内容	14
第2章 宿泊体験活動の実態分析	18
1. 課題と方法	18
(1) 本章の課題と調査の目的	18
(2) 調査設計と方法	18
2. 調査結果にみる農林漁家宿泊体験の実態	19
(1) 調査結果の概況	19
(2) 業態別にみる農林水産物販売額・作目	20
(3) 受入開始時期	21
(4) 受入開始年別にみる受入のきっかけ・目的	21

(5) 農林漁家宿泊体験の月別受入状況に関する分析	23
(6) 今後の宿泊体験に関する取組意向	24
(7) 農林漁家宿泊体験の実態に関する小括	25
3. 宿泊体験活動による地域への波及効果	26
(1) 小学生の宿泊体験に伴う料金収入	26
(2) 農林漁家にとっての収入の評価	27
(3) 地域における雇用等の労働需要創出効果	28
(4) 受入を契機とした農林水産物の販路や直接販売収入等の拡大効果	30
(5) 子どもプロジェクト受入の経済波及効果	31
(6) 農山漁村の経済効果に関する小括	31
4. 宿泊体験活動による地域活動等への影響	32
(1) 子ども宿泊体験への郷土料理の活用	33
(2) 地域の行事の活性化	33
(3) 地域内の寄り合い活動や交流施設の活用度の変化	34
(4) 地域活動への波及効果に関する小括	36
 第3章 教育的観点からみた子ども宿泊体験活動の効果分析	 38
1. 教育的観点から宿泊体験活動を分析する意義と課題	38
2. 調査方法と結果概要	39
3. 宿泊体験に対する学校側の評価	39
(1) 評価の方法	39
(2) 学校側の評価にみる宿泊体験事業の検証	42
4. 考察と今後の課題	45
 第4章 研究成果のとりまとめと今後の課題・展望	 48
1. 子どもプロジェクトの政策的な位置づけ	48
2. 子どもにとっての宿泊体験の重要性	49
3. 農村にとっての宿泊体験の効果	50
4. 残された課題	52
 引用・参考文献	 54
 新聞報道、講演等に関わる記録	 56

〔巻末参考資料〕

1. 「都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進に向けた府省連携の今後の対応方向 について」(抜粋) (都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム、2007年6月)	59
2. 食料・農業・農村基本計画(抜粋)(農林水産省、2010年3月30日閣議決定)	61
3. 教育振興基本計画(抜粋)(文部科学省、2008年7月1日閣議決定)	62
4. 小学校学習指導要領(抜粋)(文部科学省告示第27号、2008年3月28日)	63
5. 子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金実施要綱(抜粋) (農林水産省事務次官通知、2010年4月)	64
6. 子ども農山漁村交流プロジェクトの予算措置の変遷と現在の仕組み	65
7. 豊かな体験活動推進事業委託要項(抜粋) (文部科学省初等中等教育局長改訂、2008年4月1日)	66
8. 豊かな体験活動推進事業実施要領(抜粋) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課、2008年4月1日一部改正)	68
9. 豊かな体験活動推進事業実施要領(抜粋) (生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定、2010年3月31日)	70
10. 豊かな体験活動推進事業の予算措置の変遷	72

〔執筆分担〕

序 章 鈴村源太郎・馬場範雪

第 1 ～ 4 章 鈴村源太郎

序 章 研究の課題と背景

1. 研究の目的と課題

「子ども農山漁村交流プロジェクト」（以下、子どもプロジェクト）は、2008年度より、総務省、文部科学省、農林水産省が推進する事業であり、小学生を対象とした農山漁村における宿泊体験活動を全国約2万2000校の小学校へ展開することを目指して実施されている。同事業は、今後、宿泊体験の受入活動を行う地域を全国に拡大していく方針となっており、その受入地域では、小学生の子どもたちの生活体験を受け入れることから、直接的な受入主体である農林漁家のみならず地域住民、行政、農業関係団体、商工関係団体等、多くの関係機関からなる受入体制の構築が進められている。また、これら受入体制整備を通じた地域ネットワークづくりの取組は、関係機関が協働する地域づくりや新たなコミュニティビジネスの起業など、地域の様々な動きに波及する可能性を有している。

農林水産政策研究所では、2008～2009年度に農村振興局と協力して、上記の子どもプロジェクトに関する行政対応特別研究を実施した⁽¹⁾。本研究の目的は、子どもプロジェクトのような学校教育を介する都市農村交流としての教育交流を契機とする農村地域コミュニティの活性化や新たなコミュニティビジネスの起業、都市と農村の交流の広がり等を対象とし、それらの活動によって得られる雇用等の労働需要創出効果や経済波及効果等の発現状況を分析し、今後の農村地域の振興に向けた推進方策に反映することにある。

従って、本研究は、子どもプロジェクトの受入地域、受入農林漁家を研究対象とし、同事業の中心に据えられている宿泊体験活動について、次の諸点を明らかにすることを課題とした。

第一は、宿泊体験活動の取組の実態把握を行い、取組にかかる課題を整理することである。この研究課題については、受入モデル地域に対するアンケート調査を実施するとともに、必要に応じて現地調査を行う。

第二は、宿泊体験活動の取組の経済的効果や地域への波及効果を明らかにすることである。この課題については主として、アンケート分析から経済的効果、非経済的効果を定量的に明らかにする。

そして、第三は、宿泊体験活動による子どもへの教育的効果と受入地域における取組との関係性を明らかにすることである。この研究課題については、文部科学省が別途実施した小学校に対するアンケート調査結果との接続を行い、教育効果の高い受入方法のあり方について統計的検討を行った。

2. 本報告書の構成

先に掲げた研究課題に対応して、本報告書の構成は、次の通りとする。

第1章「教育旅行における体験活動の経緯と現状」では、宿泊体験としての実績が多く統計的な把握が可能な、体験活動を組み込む修学旅行の現況について、統計データを中心に取りまとめた。これにより、前述の第一の課題に対応した取組の実態の全体像を把握するとともに、子どもプロジェクトが推進された背景をつかむことができよう。

第2章「宿泊体験活動の実態分析」では、2009年2月に農林水産政策研究所が行ったアンケート調査「農山漁村宿泊体験活動の経済効果に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、第一の課題の後段にある宿泊体験の取組にかかる課題を整理すると共に、第二の課題に即して宿泊体験活動を行う農林漁家の実態と農山漁村における宿泊体験活動が当該地域に対して、どのような経済的・非経済的効果を及ぼしているかを、データによって定量的につかむ。

続く第3章「教育的観点からみた子ども宿泊体験活動の効果分析」では、第三の課題に対応すべく、前述の政策研アンケート調査と2009年7月に文部科学省児童生徒課生徒指導室が実施した「農山漁村での長期宿泊体験による教育効果の評価について」のデータをマッチングし、学校側における児童の事前・事後の変化に関する評価からフィードバックする形で、農山漁村のどのような取組のあり方が教育的観点から好ましいかを分析した。ここでは、農山漁村における取組を、学校側における評価を用いつつ、客観的に検証する。

最後に、第4章「研究成果のとりまとめと今後の課題・展望」では、行政対応特別研究として実施した2カ年度にわたる研究をとりまとめ、そこでの到達点を示した上で、残された研究課題について触れる⁽²⁾。

3. 「子ども農山漁村交流プロジェクトに関する事業」の概要

(1) 事業成立の経緯

まず、本論に先立って、子どもプロジェクトの事業成立の経緯を簡単に紹介したい。子どもプロジェクトは、2007年6月に、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省等の副大臣で構成される「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」⁽³⁾が行った政策提言「都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進に向けた府省連携の今後の対応方向について」（以下、「今後の対応方向」）に基づいて、総務省、文部科学省、農林水産省の3省が連携する事業として成立した（参考資料1）。

この「今後の対応方向」では、今後、各省庁が連携して取り組んでいくべき政策として、①子ども達が農山漁村に宿泊して行う体験活動の一層の推進、②農家民宿のおかあさん百選（仮称）の実施、③農山漁村での空き家の活用の促進、④農山漁村での廃校活用の一層の推進、⑤商店街組織と農山漁村との連携による交流モデルの構築・普及、⑥地域の農林水産品等の地域資源を活用した中小企業の事業展開に対する支援、⑦農山漁村における医療関係情報の提供等の推進、⑧都市と農山漁村との共生・対流等に資するICT（情報通信技術）を活用した先進的モデルの構築（ユビキタス・コミュニティ構想）、⑨生物多様性

等の観点から重要な里地里山地域の保全再生の推進、⑩農山漁村の地域資源を活用した国際グリーン・ツーリズムの着実な推進、⑪頑張る地方応援プログラム、の11項目が掲げられ、子どもプロジェクトは、これらの中でも最優先項目に挙げられた。また、その目的は「教育再生と同時に地域コミュニティの活性化を図る観点から、学校教育における農山漁村の宿泊体験活動を全国の小学校に展開していく」ことにあり、徐々に広がりを見せている「子どもたちが農山漁村に宿泊して行う体験活動」の「全国的な拡大を図る」ために提言されたものであった。

(2)事業内容

子どもプロジェクトの具体的な事業内容は、農林漁家が営む民宿⁽⁴⁾あるいは民泊⁽⁵⁾に1泊以上の宿泊を行い、参加者である小学生に農山漁村体験をさせることである。このことについては、子どもプロジェクト事業の実施要綱中の受入モデル地域選定基準に「農林漁家や農林漁家民宿に1泊以上宿泊し、農林漁家の生活を体験することが小学校一つの学年規模で実施可能（地域内のローテーションによる対応等について小学校と調整可）であること」と記載されていることからわかる。農林漁家への宿泊は、必須要件ではないにしても、実態上、旅館業法上に位置づけられた民宿を中心に、同法に規定のない民泊を含む形で選定基準が策定されている。

もちろん、「民宿・民泊に1泊以上宿泊」とする規定に見られるように、活用すべき宿泊施設としては、それ以外のホテル・旅館等も視野に入れられている。従って、子どもプロジェクトが想定する宿泊施設は、制度的な観点で見ると、非常に多岐にわたっており、事業の効果などを考えるにあたっては、多様な宿泊形態が混在している事実を十分踏まえなくてはならない。

(3)関連事業・制度の仕組み

ここで、子どもプロジェクトの関連事業のうち、最も直接的に関わる二つの支援スキームについて、紹介しておきたい。一つは、農林水産省が担当する子どもの受入体制を整備する支援策であり、二つ目は、文部科学省が担当する子どもの送り出し側の体制整備に関する支援策である。

1)農山漁村側の受入体制を整備する支援策(農林水産省)

子どもプロジェクトの事業趣旨をみると、「子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として高い効果がある」農山漁村の体験活動を、「全国の小学校で展開されるよう（中略）、農山漁村地域での受入体制の整備を図り（中略）、受入地域と小学校との間の連携活動」を強化することとされており、そのために農山漁村における「多様なリーダーの育成、教育的効果の高い体験プログラムの開発など」の推進が掲げられている（参考資料5）。

具体的な細目事業は、①受入れの核となる受入モデル地域の整備などを内容とする「受入モデル地域体制整備事業」、②受入地域と小学校等の連携活動および安全管理対策の強化などを内容とする「連携活動等強化事業」、③多様な地域リーダーの育成、教育的効果の高い体験プログラムの開発、受入計画の作成支援などを内容とする「地域リーダーの育成及び受け入れ体制促進事業」、④農山漁村の宿泊体験と連携した周年で農業体験を行うモデル構築などを内容とする「農業体験活動周年化モデル構築事業」を四つの柱としている。

第序-1表 子どもプロジェクト受入モデルの選定地域数

(単位:地域)

区分	2008年度	2009年度	2010年度	3カ年度累計
先導型地域	14	2	3	19
体制整備型地域	39	35	24	96
北海道	2	1	2	5
東北	11	10	8	28
関東・東山	8	4	1	13
北陸	7	4	3	14
東海	3	2	1	6
近畿	5	4	4	12
中国	4	2	1	7
四国	3	3	2	8
九州・沖縄	10	7	5	22
合計	53	37	27	115

資料:農林水産省調べ。

- 注. 1) 先導型地域:農林漁家や農林漁家民宿の受入可能戸数, 受入実績等から, 既に体制が十分に整備され, 受入地域を全国的に拡大していく上で先導的役割を担うことが可能と認められる地域。
- 2) 体制整備型地域:農林漁家や農林漁家民宿に1泊以上して1学年単位の小学生が行う1週間程度の長期宿泊体験活動の受入が可能な地域で, 受入体制整備の核となることが見込まれる地域。
- 3) 2010年度先導型地域のモデル地区のうち, 2地区は体制整備型地域からの移行のため, 各年度の値を単純に足した数値と3カ年累計は一致しない。

事業の実施主体は、公募による受入地域協議会、農業法人、NPO法人等の民間団体となっているが、実態としてはほぼすべてが協議会の形を取っており、その協議会の構成メンバーとして、市町村や地域の観光協会、JA等を中心に、農業法人、NPO法人などが参画しているケースも散見される。

2008年度の予算額は、既存事業の「広域連携共生・対流等対策交付金」制度を拡充して、53地域のモデル的な受入地域を対象にしており、2009年度には「子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業」として独立したソフト事業が準備され、さらに支援措置が拡充された。しかし、2009年11月の行政刷新会議における事業仕分けの結果、2010年度予算については、2009年度予算比で約4割減とされた。

第序-1表には、事業実績として受入モデルの選定地域数の推移を示している。2008、2009年度の累計では、先導型⁽⁶⁾が19地域、体制整備型⁽⁷⁾が96地域の計115地域における協議会等が参画していることがわかる⁽⁸⁾。これを地域別にみると、最も多い東北（28地域）、九州（22地域）に続いて北陸（14地域）が多くなっており、これらに次いで、大都市圏を抱える関東・東山（13地域）、近畿（12地域）の順となっている。年度別には初年度の53地区が最多であり、年度を追うごとに採択数は少なくなっているが、特に、2010年度については、既述の事業仕分けによる文部科学省側の予算措置の減額が影響しているものと考えられる。

2) 子どもの送り出し側の体制整備に関する支援策(文部科学省)

一方、文部科学省側の送り出し側の体制整備に関する支援策は、1999年度より実施された「子ども長期自然体験村事業」の流れを汲み、2002年度より実施された「豊かな体験活動推進事業」の一部を2008年度に拡充する形で、初等中等教育等振興費としての予算措置が図られたものである。「子ども長期自然体験村事業」は夏休み期間を利用して、農山漁村の青少年教育施設、ユースホステル、農林漁家に2週間程度宿泊しながら自然体験や農業体験、生活体験を行う事業であり、農林漁家宿泊を推進した部分では、農林水産省との連携を行っていた。

一方、「豊かな体験活動推進事業」は、「豊かな人間性や社会性を育む」ことを目的としており、「他校のモデルとなる体験活動に取り組む」ことで、「小・中・高等学校等における豊かな体験活動の円滑な展開を推進する」ために実施された(参考資料7)。また、同事業のPR資料の中では、「小・中学生には感性を育み、命の大切さを学ばせる体験活動」を重視することとされており、「農山漁村での生活体験活動や自然の中での宿泊体験活動など、宿泊体験活動のプログラムについて調査研究を実施し、豊かな心の育成に向け、体験活動の推進に総合的に取り組む」ことが掲げられている。

「豊かな体験活動推進事業」を中心として体験学習が推進されてきた背景としては、1998年の学習指導要領の改訂で示された「ゆとり教育」の目玉政策としての「総合的な学習の時間(以下、総合学習)」の存在が大きい⁽⁹⁾。「ゆとり教育」の考え方は、それまでの知識詰め込み型の行き過ぎた系統主義的教育観⁽¹⁰⁾への反省から生まれたものであり、その中で体験学習が重視された背景としては、高度情報化や都市化、少子化などが進む社会の変化に伴って、子どもの社会性が不足し、生命を尊重する精神や基本的な倫理観が十分に育成されにくい状況が指摘されていた。それゆえ、全国の学校で実施された「総合学習」では、自然体験や農林漁業等を題材とした学習が盛んに取り込まれ、「豊かな体験活動推進事業」も学校外における課外体験を推進する具体的施策として重視されたのである。だが、その後、「ゆとり教育」の方向性自体は、2000年12月の教育改革国民会議報告が提出された時点で実質的に終止符が打たれたという見方がある⁽¹¹⁾、次の学習指導要領改訂である2008年度改訂では、系統主義的な教育観が復権する中で、「総合学習」の時間数は削減されていくことになる。

ところが、佐藤〔8〕第1章の整理によれば、「ゆとり教育」を否定した教育改革国民会議報告をみると、「少子化・核家族時代における自我形成、社会性育成のために、体験活動を通じた教育が必要」との基本方向の中には、体験学習の必要性がはっきり謳われ、またその手段としては、子どもの自然体験、職場体験、芸術文化体験などの体験学習の充実などが提言されている。このことから、農山漁村等における校外体験学習は、「ゆとり教育」が一定の軌道修正を余儀なくされた後であっても、引き続き一貫して政策当局にその重要性が強く認識されていたといえる。さらに、これらの流れを受けた2001年1月の「二十一世紀教育新生プラン」では、体験学習の充実化に向けた7つの戦略の一つとして、「奉仕活動・体験活動の充実」が提言されるに至った。2001年には学校教育法が改正され、学

第序-2表 「豊かな体験活動推進事業」の指定校数の推移

(単位:校)

区分	2003年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009
自然の中での長期宿泊体験推進校(小計)	0	88	88	198	467	461	306
(旧)長期宿泊体験活動推進校	-	88	88	198	-	-	-
仲間と学ぶ宿泊体験教室	-	-	-	-	467	283	-
農山漁村におけるふるさと生活体験推進校	-	-	-	-	-	178	306
体験活動推進地域・推進校	708	622	622	479	468	-	-
命の大切さを学ばせる体験活動推進校	-	-	144	146	136	-	-
地域間交流推進校	97	96	75	100	100	-	-
児童生徒の輝く心育成事業指定校	-	-	-	-	-	147	27
高校生の社会奉仕体験活動推進校	-	-	-	-	-	20	16
合計	805	806	929	923	1,171	628	349

資料:文部科学省資料より作成。

学校・家庭・地域の連携協力推進事業

(担当局:生涯学習政策局、初等中等教育局、スポーツ・青少年局)

(前年度予算額 14,261 百万円)
22年度予算額 13,093 百万円

事業の内容 近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域の教育力が低下しており、未来を担う子どもたちを健やかに育てるためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。 このため、地域の実情に応じ自治体が選択し自主的に行う学校・家庭・地域の連携協力のための様々な取組を支援し、社会全体の教育力の向上を図る。 【補助事業:補助率1/3】	スクールカウンセラー等活用事業 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」や児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。 【箇所数】 スクールカウンセラーの配置 小学校3,650校→10,000校、中学校10,028校 等
学校支援地域本部事業 地域住民がボランティアとして、学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」を設置し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを支援する。 【箇所数】 1,620箇所 ※この他、委託事業で2,225箇所実施	スクールソーシャルワーカー活用事業 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。 【箇所数】 66箇所 1,056人
放課後子ども教室推進事業 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を支援する。 【箇所数】 9,978箇所	スクールヘルスリーダー派遣事業（新規） 経験の浅い養護教諭の1人配属校や未配属校に退職養護教諭を派遣し、児童生徒の多様化する現代的な健康課題に対する指導助言を行うなどの取組を支援する。 【箇所数】 スクールヘルスリーダーの配置 2,400校
家庭教育支援基盤形成事業 身近な地域において、すべての親に対する家庭教育支援の体制が整うよう、子育てサポーターリーダーの養成や民生委員等の地域の人材を活用した家庭教育支援チームを組織するなど、持続可能な仕組みをつくり、学校等との連携を図りつつ、多くの親が集まる機会での学習機会の提供や相談対応等を行う取組を支援する。 【箇所数】 900地域	帰国・外国人児童生徒受入促進事業（新規） 初期指導教室（プレクラス）の実施、外国語が使ええる支援員の配置、就学支援員の活用等による帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入体制の整備を行う。 【箇所数】 60地域
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 警察官OBなど防犯の専門家をスクールガード・リーダーとして配置し、子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガード（学校安全ボランティア）との連携や指導及びスクールガードの参加促進などの取組を支援する。 【箇所数】 スクールガード・リーダーの配置 4,500人（小学校5校に1人） 等	豊かな体験活動推進事業（新規） 児童の豊かな人間性や社会性を育むために小学校で3泊4日以上の自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援する。 【箇所数】 活動実施 350校
	専門的な職業系人材の育成推進事業（新規） 社会や地域のニーズに応じて、スペシャリスト育成のための先進的な取組を行う専門高校や、専門高校と地域産業界が連携して、地域産業を担う専門的職業人を育成する地域を支援する。 【箇所数】 32校、33地域

第序-2図 学校・家庭・地域の連携協力推進事業の概要

資料:文部科学省資料。

校が社会奉仕体験活動や自然体験活動などの体験活動の充実に努めることが規定されたほか、2002年度には、学校における体験活動のより一層の推進を図る目的で、この「豊かな体験活動推進事業」が開始されたのである。

「豊かな体験活動推進事業」では、2002年度よりモデル校を指定し、ブロック交流会の開催や事例集の作成を通じて、その成果を全国に普及してきており、2007年度までは、「仲間と学ぶ宿泊体験教室」（旧事業名は長期宿泊体験活動）をはじめ、「体験活動推進地域・推進校」、「命の大切さを学ばせる体験活動推進校」、「地域間交流推進校」、の4事業を主要内容とし、計1,171校が指定されていた（第序-2表）。

2008年度からは、総務省、文部科学省、農林水産省連携の子どもプロジェクトが導入さ

れたことを契機に、指定校の分類および校数が大幅に見直され、特に「農山漁村におけるふるさと生活体験推進校」が拡充された。具体的には、2008年度における、全体の指定校数628校のうちの178校、2009年度349校のうちの306校が子どもプロジェクトと直結する「農山漁村におけるふるさと生活体験推進校」に指定されている。このように、2008年以降、「豊かな体験活動推進事業」は、子どもプロジェクトに大きくシフトしている。なお、2008年度の子どもプロジェクト開始当初から、文部科学省側においても、同事業における体験内容について「一定期間の農山漁村での民泊（農林漁家でのホーム・ステイもしくは農林漁家の住民による民宿での宿泊等）を伴う体験活動を推進する」こととしており、「少なくとも1泊以上は農山漁村での民泊を取り入れること」が当時の文書に明記されていた⁽¹²⁾。

その後、2010年度からは、前述したように、2009年11月に行われた行政刷新会議（事業仕分け）の結果を踏まえ、教育振興目的としての「豊かな体験活動推進事業」（約10億円）が単独事業としては廃止となり、生涯学習振興の一環である「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」の一事業メニューとして新たに統合補助金化された（補助率は3分の1に縮小、参考資料9参照）。文部科学省は、統合補助金化されたこの事業によって、「豊かな体験活動推進事業」を引き継ぎ、6地域330校で推進する目標を掲げているものの（第序-2図）、2010年度からは、地方自治体側が新たに事業費の3分の2を負担することとなったため、同事業に参画する小学校数の減少が懸念されている。

4. 子どもプロジェクトの目的と位置づけ

子どもプロジェクト関連事業の目的としては、大きく分けて、次の二つの側面が存在している。一つは、農林水産省サイドにおける都市農村交流を通じた地域振興策としての側面であり、対応するもう一つの目的は、文部科学省側が重視する子どもにとっての教育的側面である。

前者は、体験活動を通じて児童を受け入れる農山漁村地域の振興である。個々の農林漁家まで子どもが入り込むことになるため、①地域の農林漁業者に対して料金収入を中心とした経済的な波及効果が発揮されるほか、②農林漁家を中心とした受入地域の住民に明るさや活力がもたらされ、同時に、③宿泊体験を通じて子どもの教育に関与することが、農林漁家の農林漁業生産以外の側面における「社会貢献欲」を満たしているという面もある。高齢化や農林漁業の担い手不足が深刻な地域では、子どもプロジェクトが多くの農林漁家を元気づけており、そのことによる経済・非経済両面の地域活性化効果が大きいと期待されている。

農山漁村における宿泊体験の取組は、現時点で、それに関わる被体験者としての児童に感動や社会経験を与え、受入農家などの関係者には直接的・間接的な波及効果を与えている。加えて、長期的に将来を見通すと、そこで体験した子ども達が成人になったとき、農山漁村の価値を認める者、すなわち生涯にわたる“農村のサポーター”になってもらえるのではないかという期待感の存在がこの取組から読み取れる。宿泊体験活動を受け入れる

地域の長期的展望に基づいた戦略を考える上で、こうした次世代への影響力を重視する視点は重要である。

一方、送り出す学校、すなわち教育側にとって重要なのは、後者の子どもたちに及ぼす教育的効果を期待する観点である。教育サイドとしては、農山漁村への宿泊体験を通じて、子ども達に、①学ぶ意欲や自立心の向上、②食の大切さの認識、③思いやりの心や豊かな人間性の醸成、④社会規範や生活技術を身に付けることなど、学習・生活規律面での効果を期待している。さらに、子どもの成長という観点では、体験活動を経験することによって、子ども自身が生きる力を体得し、たくましい精神的成長を遂げることが、究極的に期待されているといってもよい。2010年度の「豊かな体験活動推進事業」のPR資料には、児童をめぐる教育課題として、「児童の豊かな人間性や社会性を育むためには、自然体験活動をはじめ様々な体験活動を行うことで、命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等の育成を図ること等が極めて重要」との記述があり、そのために「小学校において実施する体験活動のうち、3泊4日以上の日数での自然の中での集団宿泊活動を支援する」ことが明記されているのである。

このように、子どもプロジェクトの事業目的は二つの側面を持っている。われわれ農林水産政策研究所が実施する研究は、あくまで農林水産政策の観点からのアプローチとなるが、子どもプロジェクトの課題や効果を考える際には、上記の二つの側面からのアプローチが存在することを常に念頭に置くことは重要である。

注

- (1) 本研究は、当初予定されていたとおり、実質的に2カ年の研究期間で実施された行政対応特別研究である。課題名としては、それぞれ単年度の「小学生の農山漁村での長期宿泊体験活動に係る課題の整理・分析」（2008年度）および「教育交流による農村地域の振興への波及効果分析」（2009年度）として実施された。なお、課題名について若干説明を加えると、2008年度は子どもプロジェクトとして取り組まれた小学生の農山漁村宿泊体験活動にかかる研究として計画されたのに対して、2009年度は、対象を小学生に限定せず、学校教育を介した都市農村交流全般に広げたことから、「教育交流」による農村振興を課題とした。なお、これらの行政対応特別研究は、2007年度に実施された所内プロジェクト研究「都市と農山漁村の共生・対流による農山漁村・国民経済への波及効果」の後継課題として進められた。この「『共生・対流』プロジェクト研究」の主要な研究成果としては、鈴木〔11〕、鈴木〔12〕、中村〔16〕などがある。
- (2) 農林水産政策研究所では、プロジェクト研究「効果的な農村活性化に向けた多様な主体との連携モデルの構築」（2009～2011年度）を実施中であり、そのプロジェクト研究の中で、教育交流に関する課題を引き続き実施することとしている。
- (3) 「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」は、2002年9月に設置された副大臣会議であり、都市と農山漁村の共生・対流の推進するために設けられた。構成メンバーは、内閣官房副長官、総務副大臣、文部科学副大臣、厚生労働副大臣、農林水産副大臣、経済産業副大臣、国土交通副大臣、環境副大臣となっている。
- (4) 旅館業法上の旅館営業または簡易宿所営業の許可を得て、有償で不特定多数の者を宿泊させている農林漁家。
- (5) 旅館業法に基づかず教育旅行の生活体験を受け入れている農林漁家。

- (6) 先導型地域とは、子どもプロジェクトのモデル選定地区のうち、農林漁家や農林漁家民宿の受入可能戸数、受入実績等から、既に体制が十分に整備され、受入地域を全国的に拡大していく上で先導的役割を担うことが可能と認められる地域。
- (7) 体制整備型地域とは、子どもプロジェクトのモデル選定地区のうち、農林漁家や農林漁家民宿に1泊以上して1学年単位の小学生が行う宿泊体験活動の受入が可能な地域で、受入体制整備の核となることが見込まれる地域。
- (9) 「総合的な学習の時間」は、各学校が「地域や学校、児童（生徒）の実態などに応じて、横断的・総合的な学習や児童（生徒）の興味・関心などにもとづく学習など創意工夫を活かした学習活動を行う」ものとして導入され、小学校3年生から高校生を対象に、各学年で週2～3単位時間の範囲で実施することとされた。具体的な学習活動内容としては、自然体験や社会体験、ものづくりや生産活動などが示されており、結果として、全国の学校において農林漁業を題材とする学習活動が盛んに取り組まれた。
- (10) 系統主義的な教育観とは、「読み・書き・計算」を中心とした教育内容を重視する立場であり、経験主義的な教育観と対比されて用いられることが多い。一方の経験主義的な教育観とは、「見る・聞く・話す」を中心とした教育内容を重視する立場とされている（佐藤〔8〕）。
- (11) 梶田〔3〕によれば、文部科学省の『ゆとり教育』政策の流れは、2000年12月の教育改革国民会議報告によって実質的な終止符が打たれた。
- (12) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課発出事務文書『『農山漁村におけるふるさと生活体験推進校』について』（2008年2月1日）による。

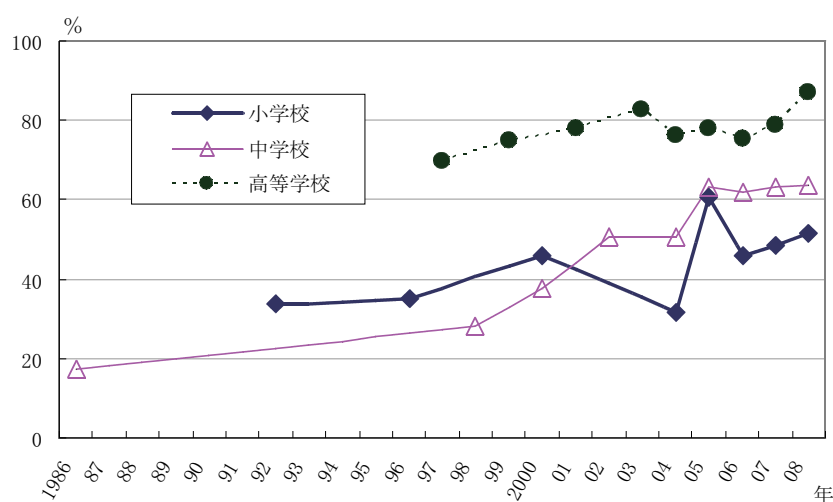
第1章 教育旅行における体験活動の経緯と現状

1. 教育旅行の目的の変化と体験学習の広まり

本章では、農山漁村における宿泊体験の実態に迫るため、教育旅行のうち、特に統計情報が整備されている修学旅行の動向に焦点をあて、修学旅行に取り込まれた体験学習（ここでは宿泊を含まないものも対象とする）の広まりとその実態について分析する。

ところで、修学旅行の内容として、農山漁村における体験を積極的に組み込んだ形態のものは、意外にもその歴史が浅い。修学旅行の歴史的な変遷をみると、異文化と接し学びを得るという修学旅行の理念から、関東の学校ならば圧倒的に京都・奈良、関西その他の地域の学校ならば東京という国内における相対的異文化圏へ相互訪問する旅行形態が多かった。しかし、現在、戦後半世紀近く続いたこのトレンドに変化の兆しが見られる。東京への修学旅行は、地方の生徒にとっては依然として、進学に向けた情報収集や社会見学という重要な意義を持っているが、京都・奈良の修学旅行については、生徒たちの歴史的な興味関心の低下と旅行コースのマンネリ化が、学校側から敬遠される大きな理由となっている。新しい修学旅行の形態を模索している学校ほど、修学旅行の古都離れが進みつつあるのが現状である（小椋〔2〕）。

一方、これに代わってトレンドとなりつつあるのが、様々な体験を組み込んだ修学旅行のスタイルである（第1-1図）。しかし、実際の「体験」の中身は多様であり、子どもに対する教育効果も、受入地域に対する波及効果も体験の内容次第で大きく異なるものと考えられる。本章では、こうした様々な体験活動のうち、農村を舞台に繰り広げられる体験活動（農家民泊や農山漁村における農林漁業体験、そば打ちなどの郷土料理体験などの活動）を組み込んだ修学旅行の実施状況を統計により確認する。



第1-1図 体験学習実施率の推移

資料:(財)日本修学旅行協会「教育旅行年報」, 2009年12月。

注. 小学生の2000年までは、「特色ある活動」としての調査である。

2. 修学旅行の実施概況

まず、体験活動を組み込んだ修学旅行のトレンドをみる前に、近年の修学旅行全体の実施状況とその動向について押さえておきたい。小・中・高等学校における修学旅行の実施率は第1-1表に示した。2008年度の修学旅行実施率は、小学校平均が88.6%、中学校が96.7%、高等学校が96.0%であり、小学校、中学校については私立学校の実施率がやや低くなっている。また、私立の中学校、高等学校では海外へ渡航する割合も高くなっているのが特徴である。

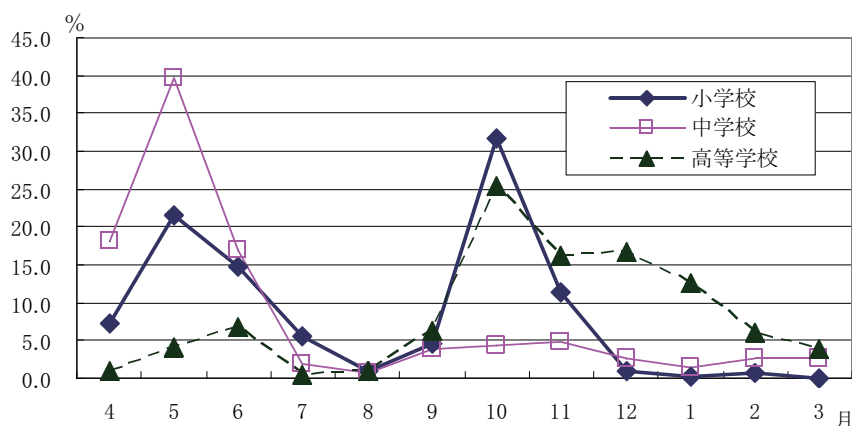
(1) 実施時期

第1-2図は修学旅行の実施時期を示したものだが、同図によれば小・中・高等学校によって実施時期に大きな差がみられる。まず、小学校は、10月（31.7%）と5月（21.5%）にピークがあり、2極化している。中学校は、5月実施の割合が39.8%と特に高く、4月実施（18.0%）、6月実施（17.0%）を合わせると、春の3ヵ月間に74.8%が実施されている。これに対して、高等学校は秋実施の割合が高く、10月（25.3%）をピークに、それ以降1月までの秋・冬期間における実施率が高くなっている。このように、中学校と高等学校で実施時期が大きく異なっているのは、中学校は多くが3年次の春期に実施しているのに対して、高等学校は多くが2年次の秋・冬期に実施するといった実施学年の違いがその主な理

第1-1表 修学旅行実施率(2008年度)

	(単位: %)			
	公立	私立	国立	全体平均
小学校	90.5	75.7	88.2	88.6
中学校	97.7	88.4	96.3	96.7
うち国内	97.2	60.5	85.2	93.0
高等学校	95.3	97.8	80.0	96.0
うち国内または国内・海外選択	86.6	69.0	80.0	76.8

資料: (財)日本修学旅行協会「教育旅行年報」, 2009年12月.



第1-2図 小・中・高等学校別にみる修学旅行の実施月

資料: (財)日本修学旅行協会「教育旅行年報」, 2009年12月.

由と考えられる。

(2)宿泊泊数

修学旅行における小・中・高等学校それぞれの泊数は、第1-2表に示した。同表によると、小学校は1泊2日が78.5%と最も多く、中学校は2泊3日（75.0%）が中心である。また、高等学校は3泊4日（59.6%）と4泊5日（27.3%）を合わせると86.9%におよび、年齢に応じて長期化している。それぞれの平均泊数をみると、小学校は1.28泊、中学校は2.27泊、高等学校は3.24泊と、小学校に比べて上級校では、ほぼ平均して1泊ずつ増えていることがわかる。小学校についてみると、3泊4日以上は5.1%に過ぎず、3泊以上の行程は非常に少なくなっている。

次に、小学校の旅行日数を地域別にみたのが第1-3表である。データは2005年とやや古いですが、全国平均で1泊2日が69.4%を占める中、2泊3日と3泊4日の割合は関東（それぞれ38.6%、14.9%）が特に高くなっている（四国はサンプル数が4件のため分析から除外した）。これは、小学校全般が1泊2日を中心としている中であって、宿泊泊数が相対的に多い私立小学校の割合が関東で特に高くなっていることが影響しているものと考えられる。

また、中学校（2005年度）をみると、3泊4日以上の割合は、旅程が比較的長距離に及ぶと思われる北海道（計93.9%）をはじめ、四国（計84.3%）、九州（計41.2%）など本州以外の地域で高くなっており、逆に、中国、中部では逆に2泊3日の割合が高く（それぞれ93.3%、92.9%）なっている（第1-4表）。中国、中部地域については、それぞれ中国が関西地区、中部が関東地区といった旅程300km程度の近接地域への旅行が大半を占めるため、2泊3日の割合が高くなっているものと考えられる。関東（85.1%）、近畿（84.2%）は、数

第1-2表 宿泊泊数別校数割合

(単位:%, 校, 泊)

区分	1泊2日	2泊3日	3泊4日	4泊5日	5泊6日以上	校数計	平均泊数
小学校	78.5	16.4	4.3	0.4	0.4	494	1.28
中学校	-	75.0	23.1	1.8	0.1	781	2.27
高等学校	0.1	9.8	59.6	27.3	3.2	809	3.24

資料:(財)日本修学旅行協会「修学旅行年報」, 2009年12月. 中学校のデータは, (財)日本修学旅行協会「修学旅行白書2009年版」, 2009年1月.

第1-3表 地域別宿泊泊数別校数割合(小学校, 2005年度)

(単位:泊, 校)

区分	1泊2日	2泊3日	3泊4日	4泊5日以上	校数計
北海道	88.9	7.4	3.7	0.0	27
東北	82.4	17.6	0.0	0.0	17
関東	43.6	38.6	14.9	3.0	101
中部	92.1	5.3	2.6	0.0	38
近畿	77.8	16.2	5.1	1.0	99
中国	84.6	3.8	11.5	0.0	26
四国	0.0	50.0	50.0	0.0	4
九州	71.0	25.8	3.2	0.0	31
全国	69.4	21.3	8.2	1.2	343

資料:(財)日本修学旅行協会「教育旅行白書2007—修学旅行を中心として—」, 2007年.

第1-4表 地域別宿泊日数別校数割合(中学校, 2005年度)

(単位:泊, 校)

区分	2泊3日	3泊4日	4泊5日	5泊6日 以上	校数計	平均 泊数	対前年 泊数増減
北海道	6.1	85.7	2.0	6.1	49	3.2	0.2
東北	73.9	25.2	0.0	0.8	119	2.4	0.0
関東	85.1	9.2	1.4	4.3	282	2.4	0.1
中部	92.9	6.3	0.4	0.4	224	2.1	0.0
近畿	84.2	11.7	2.0	2.0	196	2.3	0.2
中国	93.3	6.7	0.0	0.0	90	2.1	0.0
四国	15.7	80.4	3.9	0.0	51	2.9	0.1
九州	58.8	32.8	5.0	3.4	119	2.7	0.0
全国	76.6	19.6	1.6	2.2	1,130	2.4	0.1

資料:(財)日本修学旅行協会「教育旅行白書2007－修学旅行を中心として－」,
2007年.

第1-5表 宿泊先形態構成比

(単位:校, %)

区分	小学校	中学校	高等学校
ホテル(洋室中心)	38.6	55.1	63.9
旅館(和室中心)	49.1	35.6	29.9
公共施設・国民宿舎	5.4	0.9	0.3
休暇村・少年・青年の家	2.9	0.3	0.4
一般民宿	1.7	0.9	1.0
農山漁村民泊	1.2	1.3	1.6
ペンション	0.2	2.7	1.5
その他	0.9	3.3	1.4
延べ泊数	578	2,408	2,609

資料:(財)日本修学旅行協会「教育旅行年報」, 2009年12月.

値だけからみれば両者の中間的な割合であるが、それぞれ関西地区、関東地区への旅行が大半を占める中、旅程600km程度が中心となるため、3泊4日の割合が若干増えるものと考えられる。

(3) 宿泊施設の種別

次に、宿泊施設の種別について確認しよう。小・中・高等学校別に宿泊先種別をみたのが第1-5表である。小学校では、和室中心の旅館が49.1%となっており、洋室中心のホテルは38.6%にとどまっている。しかし、ホテルの割合は、中学校で55.1%、高等学校で63.9%と過半数を占め、旅館の割合は逆に35.6%、29.9%と中・高等学校になるにつれ減少している。こうした中で農山漁村民泊は、小学校1.2%、中学校1.3%、高等学校1.6%となっており、統計上で見ると、修学旅行においてはいずれも依然として少数であることがわかる。

(4) 修学旅行の実施内容・体験内容

旅行実施内容については、全クラスが同一行動し、同じ箇所を見学する従来の観光型から観光を含む体験学習・班別自主行動型への移行が進んでおり（日本修学旅行協会〔4〕）、旅行実施内容もこの影響を受けて多様化が進んでいるものと考えられる。小学校について

第1-6表 旅行実施内容別校数(小学校)

(割合:校, %)

区分	2007年		2008年	
	実施校数	割合	実施校数	割合
寺社・町並み等の見学	453	37.3	570	35.6
博物館・美術館等の見学	217	17.9	311	19.4
伝統工芸などもの作り体験	131	10.8	164	10.2
自然体験・野外活動体験	100	8.2	133	8.3
平和学習	81	6.7	106	6.6
企業訪問・職場体験等	33	2.7	62	3.9
伝統芸能・祭り・芸術体験	33	2.7	47	2.9
料理・食品作り体験	40	3.3	36	2.2
農林漁業体験	18	1.5	34	2.1
環境学習	24	2.0	31	1.9
学校交流・国際交流	19	1.6	27	1.7
スポーツ体験	2	0.2	6	0.4
福祉・ボランティア体験	1	0.1	2	0.1
その他	62	5.1	72	4.5
合計	1,214	100.0	1,601	100.0

資料:(財)日本修学旅行協会「教育旅行白書 2009—修学旅行を中心として—」,
2009年, および「教育旅行年報」, 2009年12月。

実施内容を確認すると、2008年で上位を占めるのは「寺社・仏閣・町並み等の見学」(35.6%)、「博物館・美術館等の見学」(19.4%)、「伝統工芸などもの作り体験」(10.2%)であり、この三者で全体の3分の2弱を占めていることがわかる(第1-6表)。一方、農山漁村をフィールドとしている可能性が高いものとしては、四位の「自然体験・野外活動体験」(8.3%)、八、九位の「料理・食品づくり体験」(2.2%)、「農林漁業体験」(2.1%)などがある。それぞれの実施内容別の割合はわずかだが、上記の三項目を合わせると1割以上(12.6%)となっており、修学旅行全般の取組の中でも一定のシェアを占めていることがわかる。近年、修学旅行が農山漁村で実施可能な分野を多様に巻き込む形で展開していることがこれらの数字からも理解される。

さらに、第1-7表では、焦点を体験学習に絞り、小学生の修学旅行について、その実施内容(メニュー)を確認した。2008年度において最も実施割合の高かった体験学習メニューは「陶磁器(絵付け含む)」(23.5%)であり、これに「伝統工芸・ガラス細工等」(15.2%)、「料理体験(そば打ち等)」(14.6%)が続いている。これら三つの体験メニューは、近年ほぼ一貫して上位を占める需要の高いメニューということができよう。

ところで、この「料理体験(そば打ち等)」に「自然体験」(10.1%)、「農山漁村体験」(9.6%)を加えた三つの体験メニューは、体験メニューの中でも直接的に農山漁村に関わるメニューであり、これら三つの合計は全体の3分の1(34.3%)にもおよんでいる。中でも、「自然体験」と「農山漁村体験」の割合は、経年変化をみてもわずかながら増加を続けており、小学校の修学旅行における体験メニューとして一定程度認知され、位置づけを確立しつつあるとみることができる。

なお、体験メニュー別にみる体験料金(第1-7表の右欄)をみると、全体の平均金額が1,238円であるのに対して、特に料金が高くなっているのが「農山漁村体験」(2,029円)と乗馬やカヌー体験などを内容とする「スポーツ体験」(1,822円)である。農山漁村体験について

第1-7表 体験学習実施内容別構成比と平均費用(小学校)

(単位:%, ポイント, 円)

区分	実施内容別構成比			対前年増減ポイント数		3カ年(06~08) 加重平均費用
	2004年	2006年	2008年	04-06年	06-08年	
陶磁器(絵付け含む)	13.6	23.2	23.5	9.6	0.3	1,153
伝統工芸・ガラス細工等	19.7	20.7	15.2	1.0	▲ 5.5	1,136
料理体験(そば打ち等)	24.2	14.2	14.6	▲ 10.1	0.5	1,126
自然体験	6.1	8.2	10.1	2.2	1.9	1,099
農山漁村体験	6.1	7.9	9.6	1.9	1.7	2,029
その他	9.1	4.0	7.6	▲ 5.1	3.6	1,009
スポーツ体験(乗馬・カヌー等)	6.1	6.8	5.8	0.7	▲ 1.0	1,822
職業体験	0.0	1.7	3.8	1.7	2.1	1,359
平和学習	-	2.3	3.5	-	1.3	703
染色・織物等	9.1	5.4	2.0	▲ 3.7	▲ 3.4	1,315
座禅・法話・講演等	0.0	2.5	2.0	2.5	▲ 0.5	845
芸術体験	6.1	2.5	1.3	▲ 3.5	▲ 1.3	1,313
防災・福祉体験	0.0	0.6	1.0	0.6	0.4	250
計	100.0	100.0	100.0	-	-	1,238

資料:(財)日本修学旅行協会「教育旅行白書2006, 2008—修学旅行を中心として—」, 2006年, 2008年,
および(財)日本修学旅行協会「教育旅行年報」, 2009年12月.

注. 1) 実施内容別構成比は, 体験プログラムベース.

2) 2004年の「平和学習」は, その他に含まれている.

第1-8表 修学旅行の費用構成(小学校)

(単位:円, %)

区分	2005年		2008年	
	金額	割合	金額	割合
交通費	8,485	34.4	9,106	35.1
宿泊費	9,874	40.0	9,656	37.3
体験学習費	2,351	9.5	2,710	10.5
その他費用	3,947	16.0	4,450	17.2
総費用	24,657	100.0	25,922	100.0
一泊当たり宿泊費	7,053		7,015	

資料:「教育旅行白書2007—修学旅行を中心として—」(財)日本
修学旅行協会, 2007年, および(財)日本修学旅行協会「教育
旅行年報」, 2009年12月.

ては、少人数での実施形態が多く、また、地域内の農林漁家など多くの関係者が仕事の手を休めて体験に関わることから、あえて高い料金設定をしている地域があり⁽¹⁾、そのことが影響していると考えられる。なお、スポーツ体験は、各種用具代や保険料などに費用がかかることを考慮すれば、一定程度の料金の高さはやむを得ないであろう。

最後に、第1-8表は小学校で行われている修学旅行の費用構成をみたものであるが、2008年の総費用は小学校平均で2万6千円弱かかっており、3年前の2005年に比べると1,000円以上アップしている。しかし、1泊あたりの平均宿泊費は約7,000円とほぼ変わらず、結果として、宿泊費が相対的に圧縮され交通費や体験学習費などが高まることとなっている。旅行費用全体に占める体験学習費(10.5%)は絶対額としては必ずしも大きくないが、割合は、2008年には全体の1割を超えている⁽²⁾。このことは、前掲第1-1図でみた体験学習の実施率の高まりの中で、費用構成の面でも体験学習にかかる費用が一定のウエイトを占めるに至ったとみることができよう。

注

- (1) 長野県飯田市における宿泊体験活動の受入農家に対するヒアリング結果。
- (2) ここで、参考までに、農家民泊を含む農業体験の場合に受入農家を得る粗収入を試算した。
まず、農山漁村体験の一回あたりの平均費用は2,029円である。平均宿泊費は7,015円であるが、これはホテルなども含んだ平均であるため、これに0.749（ホテルの平均宿泊料金〔10,529円、2007年、JTB観光白書〕とペンションの平均宿泊料金〔7,887円、2007年、JTBF観光経済レポート〕との比）を掛けた5,254円程度が現実の農家民泊の宿泊料に近いように思われる。この5,254円＋2,029円＝7,283円が、小学生一人あたりの平均支払推計額である。実際の農家側の粗収入額は、旅行会社の手数料が10%、地元のコーディネート組織の手数料等が15%程度（いずれも実態調査から得られた値）と仮定し、消費税（5%）を差し引けば、ここから30%減となる5,098円程度と考えられる。なお、後掲第2-3表によれば、民泊の平均宿泊料金は約5,700円強（＝3,586円×1.6泊）である。

第2章 宿泊体験活動の実態分析

1. 課題と方法

(1) 本章の課題と調査の目的

2008年に開始された子どもプロジェクトに象徴される農山漁村を舞台とした宿泊体験活動は、農山漁村で実際に体験を行う小学生等に対する優れた教育的効果と農山漁村地域の地域活性化に向けた高い効果が期待されており、各地で受入の取組が進められている。また、農村地域に多くの小学生等が入り込み、農家民宿等に宿泊しながら体験を行う事業形態から、地域にもたらされる体験および宿泊にかかる料金収入は一定程度の経済波及効果を伴いながら地域循環していることが想定される。

しかしながら、宿泊体験活動に関する受入地域の現場レベルでの実態を全国的に調査したデータは少なく、子どもプロジェクト全体の概況をつかむ数値としては、農林水産省農村振興局都市農村交流課が業務データとして収集している受入農家戸数や宿泊人数などのデータベースがそれを知る唯一の資料である。

このように、農村地域の地域活性化にとって大きな期待を持たれていながら、その実態が十分に捕まえてない宿泊体験活動について、現場の実態を調査することは喫緊の課題であった。こうした要請に基づいて2009年2月に実施されたのが、農林水産政策研究所と都市農村交流課が協力して行った「農山漁村宿泊体験活動の経済効果に関するアンケート調査」である。

このため、本アンケート調査は、①農山漁村における小学生等の受入実態の詳細をつかむこと、②受入に際しての現状の課題や効果、今後の取組意向などを把握すること、③料金収入としてもたらされるお金の動きを調査し、農村地域への経済波及効果を簡便な方法で算出すること、④料金収入以外の地域活性化効果にこういったものがあるか把握すること、などを目的として実施された。

(2) 調査設計と方法

農林水産政策研究所と都市農村交流課が共同で実施した「農山漁村宿泊体験活動の経済効果に関するアンケート調査」は、子どもプロジェクトの受け入れを行った全国53箇所の協議会を対象とした「受入協議会に関する調査」、同協議会を通じて選定した各地域内2箇所程度の公的宿泊施設、ホテル、旅館を対象とした「宿泊施設に関する調査」、および農林漁家民泊⁽¹⁾および旅館営業⁽²⁾または簡易宿所営業（以下、簡宿営業）⁽³⁾の許可を取得した農林漁家民宿を対象とする「受入農林漁家(民泊、民宿)に関する調査」の3種類の調査で構成されている。これらは、各地域の受入協議会を通じて配布、回収する間接郵送回収

方式で実施された。調査票の設計は、農林水産政策研究所が農林水産省都市農村交流課の協力を得ながら行い、発送および回収は、(財)都市農山漁村交流活性化機構、農林水産省都市農村交流課および地方農政局、集計等の作業は当研究所が実施した。総配布数は、「受入協議会調査」が53件、「宿泊施設調査」が106件、「受入農林漁家調査」が265件であり、有効回答数(率)は、それぞれ41件(77%)、36件(34%)、167件(63%)であった。なお、以下本章では、特に断りのない限り、「農山漁村宿泊体験活動の経済効果に関するアンケート調査」に含まれる3調査のうち「受入農林漁家に関する調査」を主として分析対象とする(以下、政策研調査)。

2. 調査結果にみる農林漁家宿泊体験の実態

(1) 調査結果の概況

はじめに、農林漁家宿泊体験の実態について概観するため、政策研調査の対象農林漁家の概要を示したのが第2-1表である。調査対象農林漁家は、地域別には、九州・沖縄(24.6%)が多く、中国・四国(15.0%)を含めれば中国以西の地域が4割を占めている。経営主の年齢については、平均年齢が57.7歳であり、60歳以上の割合が42.5%を占めるなど、かなり高齢である。また、1位作目は稲作が42.7%、農林水産物販売額は50万円未満が22.9%、300万円未満が61.9%を占め、農林水産業由来の所得構成は全般に少ないといえる。

受入農林漁家の業態をみると、民宿(旅館営業)が34.3%、民宿(簡宿営業)が27.7%、民泊が38.0%となっている。受入年数については、「1年」が61.1%と、子どもプロジェクトの推進など政策的な後押しを受け、最近、受入を開始したものが多いのが特徴である。また、受入目的をみると、「農村活性化・農村理解を深める」(36.6%)、「地域の観光業振興」(17.4%)などの回答が多くなっている。

次に、業態別の年間受入人数や1校あたり受入人数、平均滞在期間などの受入状況を確認

第2-1表 受入農林漁家アンケート調査の概要

(単位:件、%)

(単位:件、%)								
区分		割合		区分		割合		
有効回答数(件)		167						
地域 ブロック (n=167)	北海道	6.0		業態 (n=166)	民宿(旅館営業)	34.3		
	東北	10.8			民宿(簡宿営業)	27.7		
	関東・東山	13.8			民泊	38.0		
	北陸	13.2			1年	61.1		
	東海	5.4			受入	2~5年		12.6
	近畿	11.4			年数	6~9年		7.6
	中国・四国	15.0			(n=144)	10~14年		9.7
	九州・沖縄	24.6				15年以上		9.0
経営主 年齢 (n=167)	40歳未満	6.0		受入 目的 (n=111)	地域の観光業振興	17.4		
	40~50歳	13.2			所得の向上	13.0		
	50~60歳	38.3			交流を楽しむ・交流人口の増加	16.5		
	60~70歳	28.7			農村活性化・農村理解を深める	36.6		
	70歳以上	13.8			受入の要望に応える	11.3		
					その他	5.2		
</								

資料:農林水産政策研究所「農山漁村宿泊体験活動の経済効果に関するアンケート調査(農林漁家調査)」(2009年2月)。

注:パーセンテージは、無回答を除く割合。

認しておこう（第2-2表）。年間平均受入人数は、宿泊体験全体では旅館営業が201.5人、簡宿営業が57.2人、民泊が27.8人と業態によってかなりの規模格差が存在している。なお、うち小学生のみを集計したデータでは、旅館営業109.1人（宿泊体験全体人数の54%）、簡宿営業16.9人（同30%）、民泊8.1人（同29%）と、それぞれ宿泊体験全体に比べ人数が大幅に少ないのが特徴である。

一方、1校あたりの平均受入規模は、旅館営業34.6人、簡宿営業10.4人、民泊4.3人となっているが、これについては小学生のみのデータ（旅館営業30.2人、簡宿営業11.3人、民泊は5.2人）と比較しても、大きな変化はみられない。このため、上述の年間受入人数は、主として受入校数の多少に規定されていることがわかる。

平均滞在期間は、宿泊体験全体では旅館営業が2.1日、簡宿営業は2.0日、民泊は1.5日であり、民泊の平均滞在日数がやや短いことがわかる。なお、小学生に限ったデータでは、簡宿営業を行う農林漁家の平均滞在日数が2.4泊とやや長くなっている。

（2）業態別にみる農林水産物販売額・作目

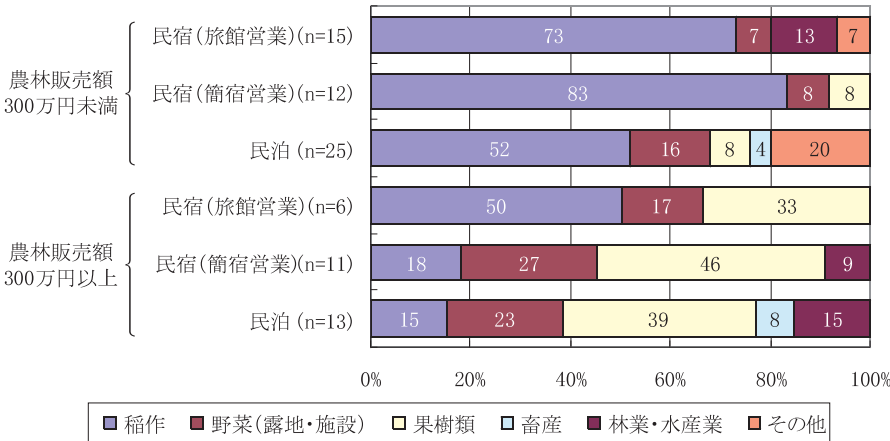
次に、受入農林漁家等の業態と販売額、作目との関係について分析したい。まず、「業態×農林産物販売額の多寡（300万円で区分）」の組み合わせ別に主位作目の違いをみたの

第2-2表 業態別宿泊体験受入状況

（単位：人、泊）

区分	年間受入人数		1校あたり受入人数		平均滞在期間	
	宿泊体験全体	うち小学校	宿泊体験全体	小学校	宿泊体験全体	小学校
旅館営業	201.5	109.1	34.6	30.2	2.1	2.1
簡宿営業	57.2	16.9	10.4	11.3	2.0	2.4
民泊	27.8	8.1	4.3	5.2	1.5	1.6
全体平均	91.4	45.0	15.6	14.8	1.9	2.0

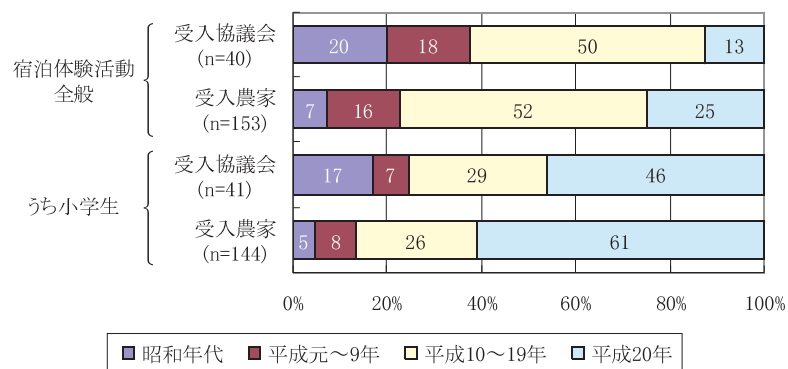
資料：農林水産政策研究所「農山漁村宿泊体験活動の経済効果に関するアンケート調査（農林漁家調査）」（2009年2月）。



第2-1図 業態・農林産物販売額別にみる作目(1位)

資料：農林水産政策研究所「農山漁村宿泊体験活動の経済効果に関するアンケート調査（農林漁家調査）」（2009年2月）。

注：水産業販売額のみ経営および無回答の85件を除く。



第2-2図 宿泊体験の受入開始時期

が第2-1図である。同図によれば、農林産物販売額が300万円未満の民宿（旅館営業）、民宿（簡宿営業）では、稲作の割合がそれぞれ73%、83%を占めているのに対して、販売額が300万円以上の民泊、民宿（簡宿営業）では、稲作の割合が15%、18%に過ぎず、代わりに果樹（それぞれ39%、46%）、野菜（同23%、27%）などの割合が高くなっている。農林水産物販売額が多い農林漁家ほど、稲作の割合が相対的に低く、作目が多様であることがわかるほか、この傾向は民宿（簡宿営業）と民泊で強い傾向がみられる。

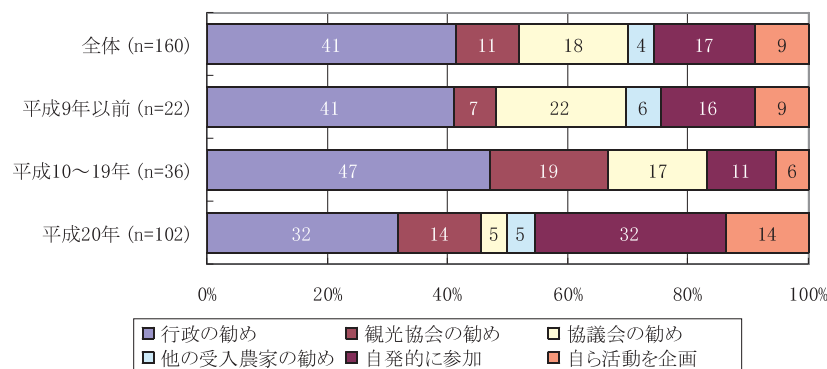
(3) 受入開始時期

次に、宿泊体験活動の受入開始時期について、地域協議会、受入農家別に示したのが第2-2図である。農家による宿泊体験の受入は、歴史的には、中学生を中心に昭和50年代頃から始まっているが、対象を子どもプロジェクト実施地域に限った政策研調査のデータで見ると、受入協議会ベースでは「昭和年代」は20%にとどまり、「平成10～19年」が50%と最も多い。しかし、これを農家ベースでみると、「平成10～19年」(52%)「平成20年」(25%)の割合が高く、逆に平成9年までの割合は計23%と相対的に小さくなっている。このことから、地域としても受入農家としても、近年になって取組数が拡大傾向にあることが読み取れる。

なお、これを小学生に限ってみると、受入協議会ベース、受入農家ベースのいずれも「平成20年」の割合が一層高まっている。小学生の宿泊体験の受入は、中学生より遅れる形で「平成10～19年」に開始されたもののがかなり見受けられるほか、子どもプロジェクトの開始に伴って「平成20年」に取り組みはじめた地域や農林漁家の割合が「平成10～19年」をしのぐ割合となっている。

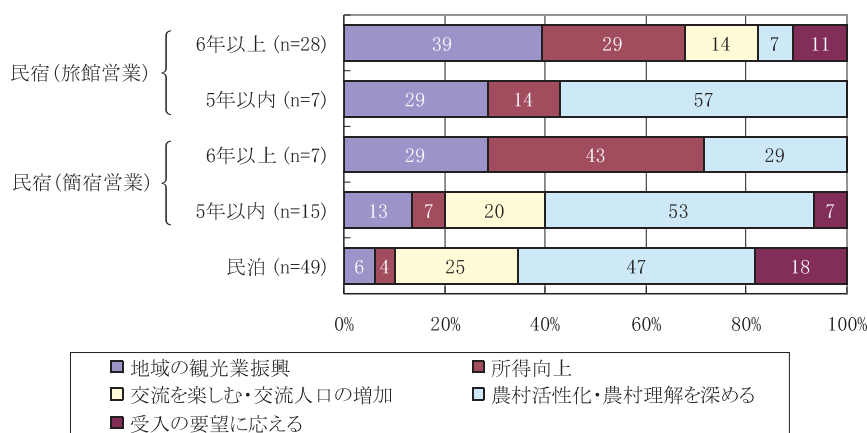
(4) 受入開始年別にみる受入のきっかけ・目的

次に小学生の宿泊体験をなぜ受け入れることになったのか、そのきっかけと目的について分析してみたい。まず、受入のきっかけについては第2-3図にデータを示した。調査対



第2-3図 受入開始年別に見る受入契機(小学生)

注. 受入契機は複数回答のため、延べ回答数を100%とした。



第2-4図 業態・営業年数別に見る受入目的

資料: 農林水産政策研究所「農山漁村宿泊体験活動の経済効果に関するアンケート調査(農林漁家調査)」(2009年2月)。

注. 無回答の61件を除く。

象全体では「行政の勧め」が4割を超え、「観光協会の勧め」(11%)と「協議会の勧め」も合わせると3者で70%に達しており、今後とも新たな受入地域や受入農家の拡大を図るためには行政、観光協会、地域協議会等の連携した働きかけが重要な役割を担うものと考えられる。

しかし、「平成20年」に宿泊体験の受入を開始した農林漁家に限ってみると、「自発的な参加」(32%)や「自ら活動を企画」(14%)とする回答が多く、両者の合計は46%となっている。「平成20年」にみられるこの傾向の要因としては、それまで受入経験のない農林漁家が新規に始めたというよりはむしろ、既の中・高生等の受入経験を持った農林漁家が、子どもプロジェクト事業に触発されて小学生の受入を平成20年から開始したケースが多く含まれている可能性が考えられる。

次に、受入目的について分析しよう(第2-4図)。受入目的は、業態や営業年数によってその傾向が異なっており、「地域の観光業振興」とする回答が、民宿(旅館営業) > 民宿(簡宿営業) > 民泊の順に減少しているほか、営業年数6年以上の民宿(旅館営業)と民

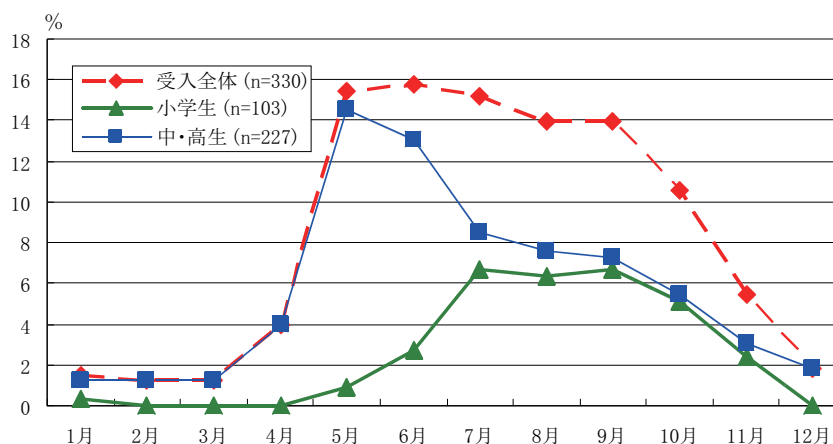
宿（簡宿営業）では、「所得向上」がそれぞれ29%、43%である。一方、「交流を楽しむ・交流人口の増加」の割合は民泊および5年以内の民宿（簡宿営業）で高く（それぞれ25%、20%）、「農村活性化・農村理解を深める」は、5年以内の民宿（旅館営業）・民宿（簡宿営業）と民泊での割合（それぞれ57%、53%、47%）が高い。

なお、前掲第2-2表に示したように、農林漁家1戸あたりの年間受入生徒数は、民泊が27.8人なのに対して、民宿（簡宿営業）は57.2人、民宿（旅館営業）は201.5人と大きな開きがあることがわかっている。後述する業態別の収入構造ともかかわって、受入数が多く、営業年数の長い民宿（旅館営業）、民宿（簡宿営業）は、主として観光振興による所得向上を目指す傾向にあるのに対して、受入数が少ない民泊および最近開業した民宿（旅館営業）、民宿（簡宿営業）は、“交流”や“農村活性化”により高いウエイトを置く傾向にあるものと理解される。

ただし、「受入の要望に応える」とする回答の割合は、最も高い民泊でも18%となっており、先に分析した「受入のきっかけ」の分析において行政、観光協会、受入協議会等による働きかけが受入の大きなきっかけとなっていた割には、全般にみても、低い割合であるということができよう。

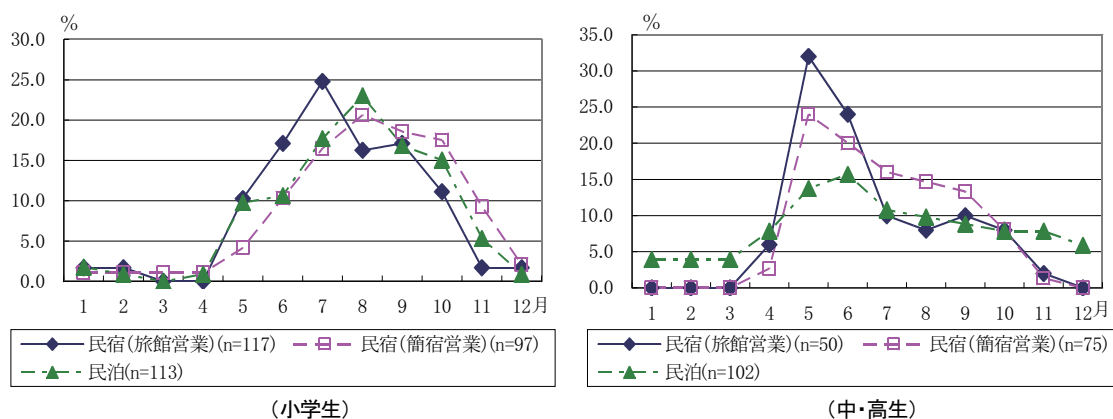
（5）農林漁家宿泊体験の月別受入状況に関する分析

次に、農林漁家宿泊体験の月別受入状況がこういった分布になっているのかを分析したい。まず、注目したいのは小学生と中・高生の月別受入状況の分布の違いである（第2-5図）。中高生を受け入れている農林漁家の実施月データを積算すると、修学旅行に伴う春期への受入集中の影響が明瞭に伺え⁽⁴⁾、受入ピークである5月、6月の割合は、それぞれ14.5%、13.0%となっている。これに対して、小学生の受入は、いずれの月においても中高生の積算データ数を超えることはないものの、中高生の最盛期を回避する形で、7月から10月にわたってより緩いピークを形成している（7月～10月の割合は、それぞれ6.7%、6.4%、6.7%、5.2



第2-5図 小学生・中高生別にみる月別受入状況

注. 1) 小学生と中・高生をどちらも受け入れている農林漁家のみの集計。
2) 受入全体の延べ回答数を100%とする。



第2-6図 業態別にみる月別受入状況

注. 小・中高別, 業態別のそれぞれの延べ回答数を100%とする。

%)。このため、小学生の宿泊体験の受入は、先行していた中高生の受入を補完する関係が認められる。

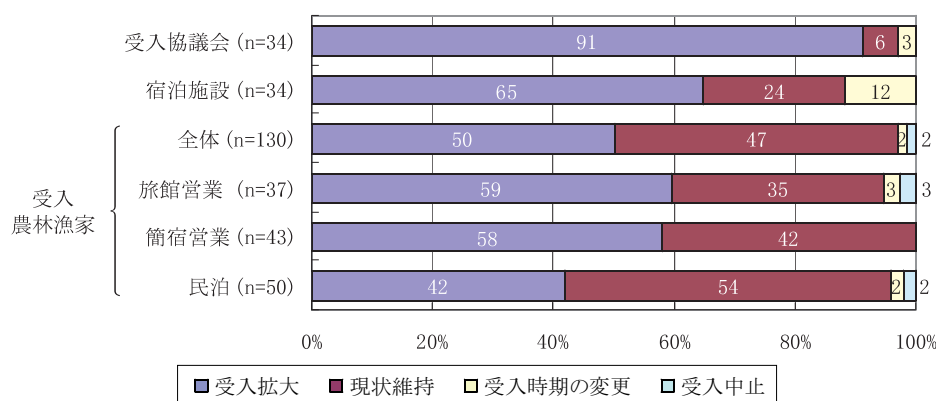
また、月別受入状況の積算データを業態別に分析すると（第2-6図）、小学生を受け入れる農林漁家はいずれの業態も7～10月（民宿（旅館営業）は6～9月）に緩いピークを形成する似通った分布を示している。これに対して、中・高生の分布はより業態別の違いが大きく、中でも民宿（旅館営業）は、5～6月のピークがそれぞれ32.0%、24.0%と高くなっており、民宿（簡宿営業）も、5～6月にはそれに準じた高率となっている（24.0%、20.0%）。その点、受入分布が比較的フラットな民泊との違いは明らかである。

中・高生については、民宿（旅館営業）および民宿（簡宿営業）が5～6月をピークとする修学旅行需要に応じた受入を行っているのに対して、民泊は全般に受入規模が零細なため、5～6月の修学旅行の繁忙期に大きなピークを示さず、冬期から春先にも受入対応を行っているものと考えられる。このため、前述の小学生と中・高生の受入時期に関する補完関係は、特に民宿を中心として発現しているものと考えられる。

(6) 今後の宿泊体験に関する取組意向

今後の宿泊体験の受入に関して、受入を拡大する意向があるかどうかを確認したのが次の第2-7図である。「受入を拡大したい」と回答したのは、受入協議会ベースでは91%、ホテル・旅館、公共施設などの宿泊施設では65%であり、これらの中には、「受入中止」を希望する回答はなかった。

一方、受入農林漁家は全体では「受入を拡大したい」とする回答と「現状維持」を希望するという回答がほぼ相半ばしているが、うち旅館営業や簡宿営業を行う農林漁家では、「受け入れを拡大したい」とする回答割合が6割弱と高くなっている。これに対して、民泊は「現状維持」が54%で、「受け入れを拡大したい」とする回答は42%にとどまっている。民泊については、受け入れのキャパシティが限られ、拡大の余地がないことも多いため、既に受け入れを行っている農林漁家を対象としたアンケート調査において「現状維持」



第2-7図 今後の宿泊体験に関する取組意向

の回答割合が高くなるのは、ある程度やむを得ないことと思われる。なお、受け入れ農林漁家についても、「受け入れを中止したい」とする回答はほとんど見られなかった（2%）。

（7）農林漁家宿泊体験の実態に関する小括

本節における分析結果から、宿泊体験を受け入れる農林漁家の特徴としていくつかの指摘ができる。

まず第一に、経営者の年齢が総じて高いことが挙げられよう。そもそも農林漁業従事者の平均年齢が高齢化している中であって、この事実は当然とも考えられるが、今後とも需要が伸びるであろう宿泊体験の実情を考えれば、受入の担い手の高齢化が、宿泊体験活動の取組に与える影響は大きい⁽⁵⁾。

第二に、業態による経営作目の違いである。受入農林漁家の作目をみると、農林水産物販売額が小さく旅館営業や簡宿営業を行う農林漁家で稲作が中心となっており、逆に、販売額の相対的に大きな経営では、多様な作目が展開している。両者は、稲作中心か否かという点で対照的な結果となっており、農業体験を行った場合に、その体験内容の面で子どもに与える影響が異なる可能性が考えられる。

第三は、経営経過年数と受入目的との関係である。長く民宿業を営んでいる経営には、相対的に「地域の観光業振興」や「所得確保」を目的としている農林漁家が多く、宿泊体験の受入目的を「農村活性化・農村理解を深める」とする割合は、むしろ最近、民泊や簡宿営業の民宿を始めた農林漁家の方が高い。このことは、次章で分析する受入目的と子どもに対する教育効果の分析結果との関連で大変興味深い事実である。

第四は、宿泊体験の受入時期に関する分析である。民泊の月別受入状況は年間を通じて比較的平準化しているものの、民宿は、春期に中・高生（この場合は特に中学生の影響が強いものと思われる）の受入に関する高いピークが形成されており、小学生のピークとの補完関係が存在する。こうしたことから、民宿では、中・高生の受入と小学生の受入の周期的な補完関係が、経営的に意識されている可能性が高く、昨今の小学生の追加的な受入

が、こうした民宿における収入機会の確保の要請に応える結果となっていると考えられるのである。このことは、前述した経営経過年数の長い民宿業における体験受入の目的が「所得確保」に傾斜していることと関係すると思われ、民宿業が宿泊体験に取り組む上で重要な論点となる可能性が高い。

第五は、今後の受入規模に関する意向である。受入拡大の意向が最も高いのは地域協議会であり、次いでホテル・旅館、民宿（旅館営業）、民宿（簡宿営業）の順となっており、相対的には民泊の規模拡大意向が一番低くなっている。ただし、中止をしたいとする経営はいずれの業態でもほとんどみられず、上述した民泊についても、むしろ、「拡大の余地はないので現状を維持しながら受入を継続したい」という意向の表れとみることができよう。一方、旅館業法の許可を取得するなど、一定の条件整備や設備の充実化を図った農林漁家については、それぞれの受入キャパシティの範囲で稼働率をできるだけ高めていきたいという意向が表れているものと考えることができる。

3. 宿泊体験活動による地域への波及効果

宿泊体験活動の取組は、それを受け入れる農山漁村地域に様々な波及効果を及ぼしているものと考えられる。ここでは、農林水産政策研究所が実施したアンケート調査の結果より、経済的、非経済的など様々な観点に立った地域への波及効果について分析を行った。

(1) 小学生の宿泊体験に伴う料金収入

まず、小学生の宿泊体験に関する料金収入を業態別に分析したのが第2-3表である。同表には、政策研調査の結果から試算した受入農林漁家ならびに受入施設1軒あたりの年間料金収入を示している。1軒あたり年間料金収入が最も多いのは、ホテル・公共宿泊施設で304.5万円、次いで旅館営業の民宿19.4万円、簡宿営業の民宿15.1万円などとなっており、民泊は、平均宿泊人数、平均泊数がともに少ないため、年間料金収入が3.0万円にとどまっている。なお、有効回答のあった農林漁家57件のうち、小学生の宿泊体験のみで40万円以上の売上額があった農林漁家は7件（12%）あり、売上の最大額は110万円であった。

また、平均宿泊人数が多いのは、「ホテル・公共宿泊施設」（167.0人）、「旅館営業の民宿」（30.2人）であり、平均泊数が多いのは「ホテル・公共宿泊施設」（3.0泊）、「簡宿営業の民宿」（2.4泊）である。

第2-3表 小学生の宿泊体験に関する業態別の収入構造

(単位:人,泊,円,万円)				
区分	平均宿泊人数	平均泊数	児童1人1泊あたり単価(参考)	年間料金収入
民泊	5.2	1.6	3,586	3.0
民宿(簡易宿所営業)	11.3	2.4	5,624	15.1
民宿(旅館営業)	30.2	2.1	3,064	19.4
ホテル・公共宿泊施設	167.0	3.0	6,077	304.5
平均	43.4	2.2	—	71.3

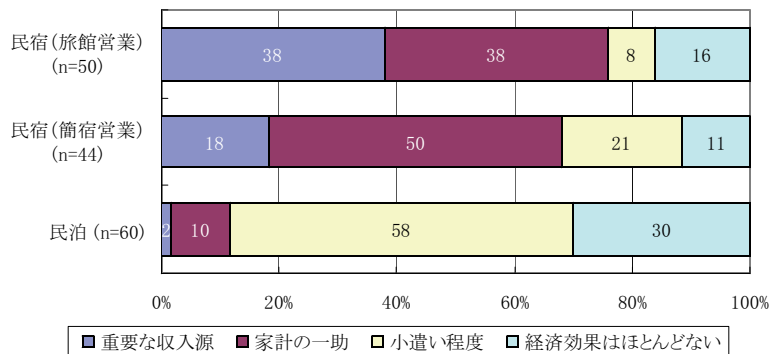
第2-4表 調査対象33協議会の料金収入総額の推計

(単位:万円, 軒)

区分	1軒あたり 平均収入	調査対象 協議会内 の受入軒数	33協議会の 収入額計
民泊	3.0	512	1,543
民宿	16.9	342	5,766
民間ホテル・旅館	162.1	47	7,621
公共宿泊施設	317.4	15	4,761
総計	—	—	19,691

注. 1) 受入軒数データの業態区分の都合上, 前表とは業態区分が異なる。

2) ラウンドのため1軒あたり平均収入に受入軒数を掛けた値は収入額計に一致しない。



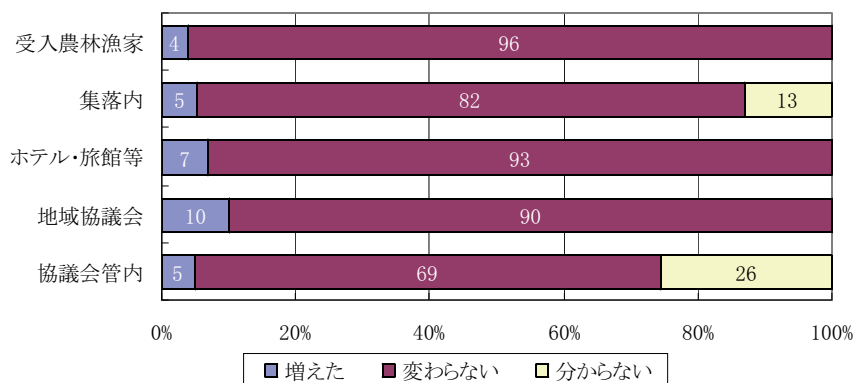
第2-8図 子ども宿泊体験に伴う収入に対する評価
(農林漁家調査, 業態別)

資料: 受入農林漁家に関する調査。

続く第2-4表は、政策研調査の対象のうち有効回答のあった33地区の地域協議会について、料金収入総額を推計したものである。1軒あたりの平均収入は、上の第2-3表のデータと業態区分を変更したのみで同一であるが、それに調査対象協議会内の受入軒数を掛けたものが収入額総計の推計値である。33地区の地域協議会内の受入総軒数は、民泊が512戸、民宿が342戸、民間ホテル・旅館が47軒、公共宿泊施設が15軒となっており、33地区の地域協議会の総収入額は、民泊分が1,543万円、民宿分が5,766万円、民間ホテル・旅館分が7,621万円、公共宿泊施設分が4,761万円となっている。これらの合計は1億9,691万円に上り、うち民間ホテル・旅館分が38.7%、民宿が29.3%を占める結果となっている。

(2) 農林漁家にとっての収入の評価

第2-8図は、農林漁家に限って直接的料金収入に関する評価について分析を行った。同図によれば、受入農林漁家にとっての宿泊体験受入による直接的料金収入の効果は、受入規模の比較的大きな民宿（旅館営業）が大きく、受入規模の小規模な民泊では小さい傾向にある。民宿（旅館営業）では「重要な収入源」とする回答が38%を占めており、「家計の一助」（38%）とする回答と合わせると76%に達しており、直接的料金収入のみでもかなりの経済効果が認められる。一方、民宿（簡宿営業）および民泊では、最も割合の高い回答がそれぞれ「家計の一助」（50%）、「小遣い程度」（58%）となっており、直接的料



第2-9図 子ども宿泊体験に伴う常雇の変化

資料:「受入農林漁家」、「集落内」のデータは農林漁家に関する調査結果,「ホテル・旅館,公共宿泊施設」,のデータは宿泊施設に関する調査結果,「受入協議会」,「協議会管内」は受入協議会に関する調査結果による。

金収入に対する評価はあまり高くないようである。特に、民泊では「経済効果はほとんどない」とする回答も30%に上っている。こうした評価が、規模の小ささに起因して直接的料金収入の絶対額が小さいことに由来するものなのか、小規模であるがゆえに、民泊でコストが割高になり手元の所得として残らないことに由来しているのかは、今後、注意深く検証する必要がある。

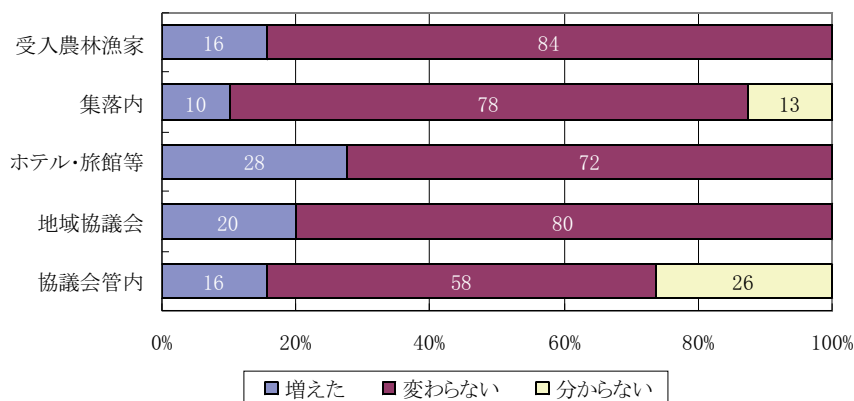
(3)地域における雇用等の労働需要創出効果

次に、子どもの宿泊体験の受入に伴って、新たな雇用や無償ボランティア等の労働需要創出効果がどの程度生まれたかを確認した。

まず、第2-9図で常雇の変化をみると、大部分が「変わらない」と回答しているものの、一部に増加したとする回答がみられる。常雇が増えたとする回答割合が最も高いのは、地域協議会（10%）であり、「ホテル・旅館等」（7%）がこれに続いている。ただし、子どもの宿泊体験の取組のみで常雇の人数が変化することは、通常の農林漁家や集落では考えにくいため、他の事業も同時に立ち上がるなど、農林漁家や集落の活動が総合的に活発化した中で、雇用が若干名増えたと考えるのが妥当と思われる。

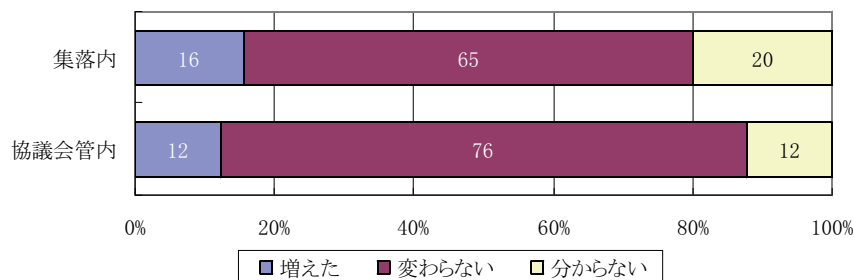
また、パート・アルバイト等の臨時雇用についてみると、臨時雇用が「増えた」とする回答は、公共宿泊施設を含む「ホテル・旅館等」で最も高く、28%に上る（第2-10図）。また、地域協議会の20%、受入農林漁家の16%で「増えた」とする回答がみられるほか、農林漁家調査における「集落内」（10%）や協議会調査における「協議会管内」（16%）でも、臨時雇用の増加がみられる。

さらに、無償ボランティア数の変化については、第2-11図を示した。無償ボランティアについては、農林漁家や宿泊施設、協議会が自ら直接受け入れた分について調査を行っていないが、農林漁家調査における「集落内」（16%）、地域協議会調査における「協議会



第2-10図 子ども宿泊体験に伴う臨時雇用の変化

資料:「受入農林漁家」,「集落内」のデータは農林漁家に関する調査結果,「ホテル・旅館,公共宿泊施設」,のデータは宿泊施設に関する調査結果,「受入協議会」,「協議会管内」は受入協議会に関する調査結果による。



第2-11図 子ども宿泊体験に伴う無償ボランティアの変化

資料:「集落内」のデータは農林漁家に関する調査結果,「協議会管内」は受入協議会に関する調査結果による。

管内」(12%)において、それぞれ1割強に無償ボランティアが「増えた」とする回答があった。

このように、子ども宿泊体験に伴う雇用等の労働需要創出効果は、決して大きくはないものの、「パート・アルバイト等の臨時雇用」や「無償ボランティア」に関しては、全体の1～2割の地区で増加が認められる。

なお、関連して、雇用等が「増えた」と回答したサンプルについて、その増加実人数の平均を第2-5表に示した。常雇については、増加実人数が1.0～2.3人と少なくなっており、最も多い農林漁家調査における「集落内」でも2.3人ととどまる。常雇については、有効回答のサンプル数が限られていることにも併せて注意が必要である。

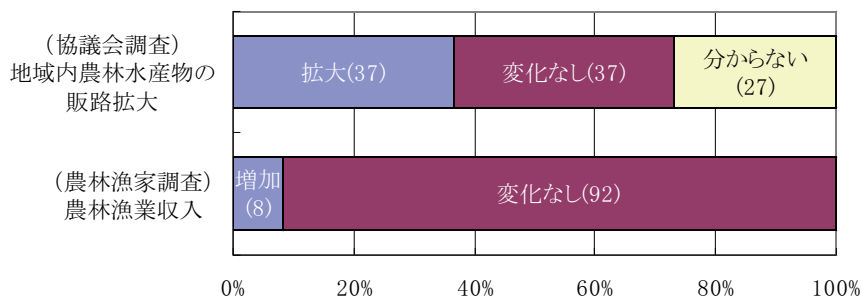
一方、パート・アルバイト等の臨時雇用の平均増加実人数は1.8～5.3人と、先の常雇に比べ人数が多くなっている。「農林漁家」の増加実人数は2.6人(サンプル数は16件)であり、農林漁家調査における「集落内」や「宿泊施設」でもそれぞれ平均2.3人、2.2人(サンプル数はそれぞれ9件、6件)の雇用増加がみられる。なお、増加実人数が最も多いのは、協議会調査における「協議会管内」の5.3人である。

第2-5表 子ども宿泊体験に伴う雇用等の平均増加実人数

(単位:人, 件)

区分	平均雇用人数	平均パート・アルバイト人数	平均ボランティア人数
農林漁家	1.8 (5)	2.6 (16)	-
集落内	2.3 (6)	2.3 (9)	3.0 (14)
宿泊施設	2.0 (2)	2.2 (6)	-
協議会	1.0 (3)	1.8 (5)	-
協議会管内	1.5 (2)	5.3 (4)	3.2 (5)

資料:「受入農林漁家」、「集落内」のデータは農林漁家に関する調査結果,
「ホテル・旅館, 公共宿泊施設」, のデータは宿泊施設に関する調査結果,
「受入協議会」, 「協議会管内」は, 受入協議会に関する調査結果による。
注. 表中()内は, 有効サンプル数。



第2-12図 子ども宿泊体験に伴う農林水産物の販路拡大効果と農林漁業収入増加効果

資料:「地域内の農林水産物の販路拡大」は受入協議会に関する調査結果,「農林漁業収入」は農林漁家に関する調査結果による。

無償ボランティアの平均増加実人数は、農林漁家調査における「集落内」と協議会調査における「協議会管内」がそれぞれ3.0人、3.2人（サンプル数は14件、5件）となっている。

以上のように、子ども宿泊体験が雇用等に及ぼす効果は、平均人数の観点からみても、「常雇」はさておき、「パート・アルバイト等の臨時雇用」および「無償ボランティア」では、一定の労働需要創出効果が発現しているとみることができよう。

(4) 受入を契機とした農林水産物の販路や直接販売収入等の拡大効果

農林水産物の販路拡大や農林漁業収入の増加効果についてみたのが第2-12図である。子どもを対象とした宿泊体験活動の実施に伴って、地域内の農林水産物の販路の拡大があったかどうかを地域協議会に尋ねた設問では、地域内の農林水産物の販路が「拡大した」とする回答が37%あった。しかし、同時に、農林水産物販売によって収入が増大したかどうかを農林漁家に対して尋ねた設問では、「増大した」とする回答が受入農林漁家の8%にとどまっている。

これらのことから、宿泊体験活動では、個々の農林漁家にとって目に見えて実感できるほどの収入増大効果は発現していないものの、地域としては、地元産農産物の食材利用や産直などによって販路の拡大が4割近くの地域で認められることがわかる。なお、「増大

した」と回答のあった6戸⁽⁶⁾の農林漁家における農林漁業収入の増加額の平均は32,500円である。

(5) 子どもプロジェクト受入の経済波及効果

政策研調査の対象地域のうち、受入にかかる料金収入について回答のあった33地域の受入地域に支払われた料金収入総額（直接支払額）は、前掲第2-4表のとおり約1億9,700万円であり、1地域あたりの平均額は約597万円である⁽⁷⁾。

一方、本年は、これとは別に、地域に対する間接経済効果として、地域内における経済循環を加味した経済波及効果を分析すべく、アンケート調査において受取料金収入に関する支出内訳を調査した。ここでは、宿泊体験活動によるの料金収入のあった受入農家等を起点として、労賃支払いや小売業者からの物品購入などを通じ、受入地域内でどの程度の金額が循環したかを試算した。なお、アンケート調査の性格上、分析は1次波及効果にとどまる簡易的なものとならざるを得なかった。

調査対象のうち、有効データが揃っていた31地域について暫定的に試算した結果を示すと、地域に対する直接的な料金支払い1.00に対して、算出された第1次波及係数は地区によって0.04～0.95までの幅を持っており、直接料金支払いと合わせた経済波及効果の合計値は1.04～1.95ということになる。これを31地区で単純平均すると1.55という結果がもたらされた⁽⁸⁾。

この試算結果については、特に農林漁家の場合、食材調達が概ね自給的であり、また雇用が少ないことから、受取料金収入のうち支出として地域外に溢出する額が小さいと想定され、波及効果係数が比較的高い値となっているものと思われる。今後は、この暫定推計値に基づき、業態別や地域類型別など、属性ごとの変化について分析・検討を加える必要があるほか、農林漁家については、アンケートでは捉えきれない野菜等自給食材にかかる費用や自家労働費の推計評価を行った上で、再計算の必要性があると認識している。

(6) 農山漁村の経済効果に関する小括

本節では、宿泊体験活動が農山漁村に及ぼす経済効果について分析を行った。最後に、本節の論点として、以下の三点を挙げておきたい。

第一は、直接的な料金収入による経済効果である。子ども宿泊体験に係る直接的な料金収入は、もとより受入規模の異なる業態区分によって大きく異なっている。公共宿泊施設やホテル・旅館は、受入人数が特に大きいことから、収入金額の額面が大きくなっており、件数が少ない割に、地域全体としての総収入額に占める割合が高くなっている。一方、民泊は一戸あたりの料金収入が3万円程度に留まっており、宿泊体験に伴う個々の経営の収入は、平均すると家計に大きな影響力を及ぼすほどの額にはなっていないことがわかる。民宿は、収入額の面でみればこれらの中間的な位置づけにあるが、一戸あたりの平均収入

額が17万円ほどで、戸数も多いため、地域全体の総収入額に占める割合は約3割（約5,800万円）を占めている。

収入に対する評価は、農林漁家に限った分析であるものの、ほぼ上述の収入額に比例したものとなっている。民宿（旅館営業）では、「重要な収入源」とする回答の割合が高いのに対して、民泊では「小遣い程度」とする回答が多い。ただ、全般に「経済効果はほとんどない」とする回答は、民泊でも3割に留まり少数である。現状では「小遣い程度」のメリットしか感じられない民泊の農林漁家の継続性をどのように担保し、簡宿営業などの許可取得に向けて働きかけるかは、今後の政策の方向性を考える上で重要な論点になるだろう。

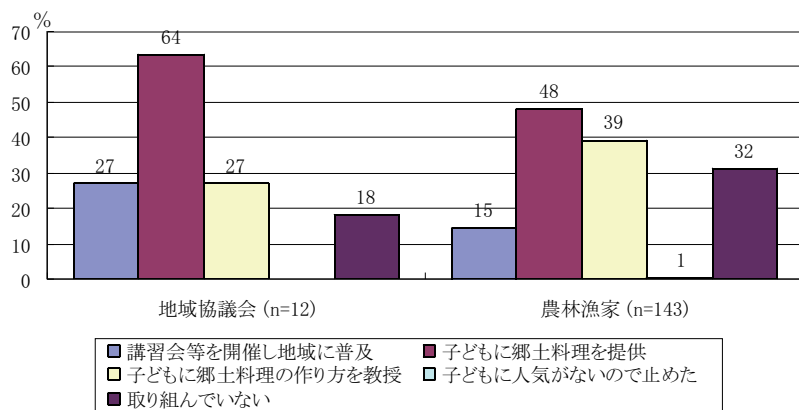
第二は、無償ボランティアを含めた雇用等の労働需要創出効果である。当初予想していたとおり、常雇については、最も高い地域協議会であっても10%、その他の受入主体では数%程度の農林漁家にみられるのみであるが、パート・アルバイトなどの臨時雇については、「ホテル・旅館」の28%、「受入農林漁家」の16%で雇用の増加がみられるなど、一定の効果が確認できる。もとより宿泊体験については学校側需要の季節変動が大きいので、通年雇用としての常雇は、他の地域活性化の取組とうまく連携させるなど特殊な事情がなければ難しいものと思われ、そういう点からも、この調査結果はほぼ実態を示しているものと捉えて良いだろう。なお、宿泊体験活動においては、昼間の体験部分に補助員等としての無償ボランティア（大学生など）を導入することがあり、管内で無償ボランティアを活用していると回答した協議会などでは、こうしたボランティアの導入が進み始めているものと想定される。

第三は、農林水産物の販路や販売額の拡大効果である。農林漁家に尋ねた収入増大効果については「増加した」と回答した農林漁家が8%にとどまるが、地域協議会に尋ねた販路拡大効果については「拡大した」とする回答が37%に達している。従って、宿泊体験の実施により収入が増加したと認識している農林漁家は限られているものの、受入地域全体でみれば、販路拡大に一定程度貢献しているといえよう。

第四は、地域の経済波及効果についてである。本研究では、全受入業態横断的な分析の結果、宿泊体験にかかる総料金収入に対し、経済波及効果係数が1.55であることを暫定的に示すに留まった。今後は、自給食材や自家労賃評価などを適切に行った上で、経営内循環を的確に評価する必要があると考えている。

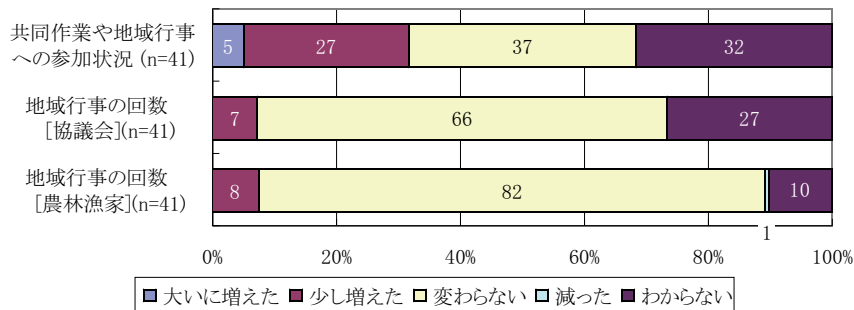
4. 宿泊体験活動による地域活動等への影響

前節では、子どもの宿泊体験に伴う受入地域の経済的ならびに非経済的な波及効果について分析を行ったが、次に、宿泊体験活動が受入地域内の地域活動や集落機能等に与える影響を分析する。ここでの分析対象は、宿泊体験活動に伴う郷土料理の活用状況や地域行事、寄り合い等の回数などである。



第2-13図 子ども宿泊体験における郷土料理の活用状況

資料: 地域協議会のデータは受入協議会に関する調査結果, その他民宿, 民泊のデータは受入農林漁家に関する調査結果による。



第2-14図 子ども宿泊体験に伴う地域行事等への参加状況と参加回数

資料: 下段の「地域行事の回数[農林漁家]」は受入農林漁家に関する調査結果, ほかは受入協議会に関する調査結果による。

(1) 子ども宿泊体験への郷土料理の活用

まず、子ども宿泊体験に伴って、地域の郷土料理を活用しているかとの設問に関する結果は第2-13図に示した。地域協議会に対する調査では、「子どもに郷土料理を提供している」が64%、「講習会等を開催するなど、地域に普及した」および「子どもに郷土料理の作り方を教えている」が、同率で27%であった。一方、農林漁家調査では、協議会調査と同様に「子どもに郷土料理を提供している」が48%と最も高くなっているが、次いで割合が高かったのは「子どもに郷土料理の作り方を教えている」(39%)であった。

なお、「子どもに人気がないので止めた」とする回答は地域協議会ではゼロであり、農林漁家でも1%のみであった。また、「取り組んでいない」とする回答は、地域協議会調査で18%にとどまるが、農林漁家調査では32%になっている。

(2) 地域の行事の活性化

次に、地域活性化に関する効果をみるため、子ども宿泊体験の実施に伴って、集落の共

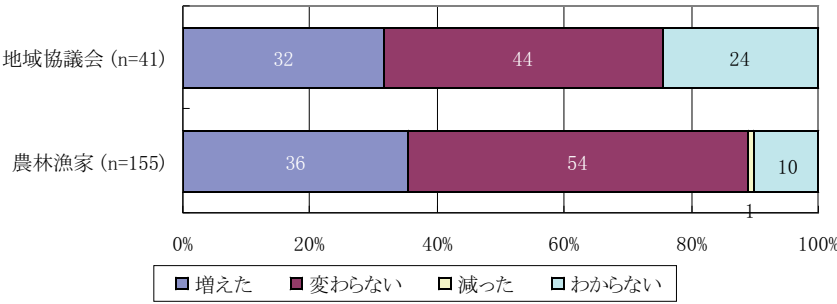
同作業や地域行事の活動状況に変化があったかどうかを尋ねた設問について分析する。集落における共同作業や地域行事に対する参加状況や開催回数の変化についてデータを示したのが第2-14図である。

まず、地域協議会に対しては、「共同作業や地域行事への参加の状況」と「地域行事の回数」を尋ねているが、参加状況については、「大いに増えた」が5%であり、「少し増えた」(27%)を合わせると32%が「増えた」と回答している。しかし、行事の回数について「増えた」とする回答は7%にとどまっており、この点では、農林漁家に対する調査でもほぼ同様の結果(8%)となっている。このように、行事の回数まで増えた地域はわずかなが、行事等への参加状況にはかなりの改善が見受けられる。

(3) 地域内の寄り合い活動や交流施設の活用度の変化

一方、地域のコミュニティに対する活性化指標の一つとして、地域内の寄り合いの回数を調べた(第2-15図)。子ども宿泊体験の受入に伴う地域内の寄り合い回数については、地域協議会調査も農林漁家調査も「変わらない」とする回答が最も多くなっている(それぞれ44%、54%)が、その一方で「増えた」とする回答も、地域協議会で32%、農林漁家では36%におよんでいる。いずれの調査においても「減った」とする回答はほとんどみられず、地域協議会調査ではゼロ、農林漁家調査でもわずか1%にすぎなかった。

では、子ども宿泊体験は、従来から集落活動の活発な地域をより活性化しているのだろうか、それとも、集落活動が不活性な状態の地域を元気にしているのだろうか。この点を確認するため、集落の寄り合い回数が「増えた」とする農林漁家について、子ども宿泊体



第2-15図 子ども宿泊体験に伴う集落の寄り合い回数の変化

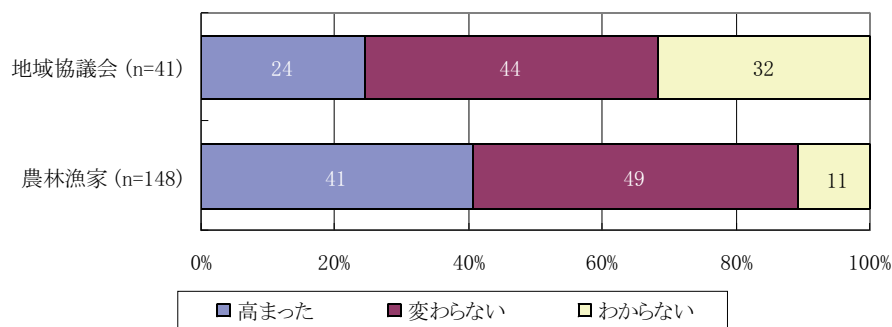
資料: 地域協議会のデータは受入協議会に関する調査結果、農林漁家のデータは受入農林漁家に関する調査結果による。

第2-6表 子ども宿泊体験開始前の寄り合い回数別にみた寄り合い増加回数 (n=39)

(単位: 回増加)

区分	子ども宿泊体験開始前の寄り合い回数					全体平均
	0回	1回	2回	3~4回	5回以上	
寄り合いの増加回数	4.6	2.9	3.6	4.3	7.2	4.3
現行(増加後)の寄り合い回数	4.6	3.9	5.6	7.6	14.2	6.4

資料: 受入農林漁家に関する調査結果。



第2-16図 子ども宿泊体験に伴う交流施設等の利用率の変化

資料: 地域協議会のデータは受入協議会に関する調査結果, 農林漁家のデータは受入農林漁家に関する調査結果による。

験を実施する前の寄り合い回数別に、現状の寄り合いの増加回数を分析した（第2-6表）。すると、当初の寄り合い回数が「0回」（4.6回増）を除けば、当初「1回」が2.9回増、当初「2回」が3.6回増、当初「3～4回」が4.3回増、「5回以上」が7.2回増と、当初の寄り合い回数が多かった農林漁家ほど、回答中の平均増加回数が増加している。また、現行（増加後）の寄り合い回数をみると、子ども宿泊体験を受け入れるには最低年4回程度の地域の寄り合いが必要であることが推測できる。

こうしたことから、子ども宿泊体験の取組は、これまで寄り合いがなかったか非常に少なかった地域においても最低年4回程度の寄り合いを必然的に生じさせ、さらに、地域活動が元来活発であった地域においては、その地域の活性度を一層向上させる効果があることが伺える。

なお関連して、第2-16図では宿泊体験に伴う交流施設等の利用率の変化を示した。子ども宿泊体験を実施する場合、宿泊は地域の農林漁家や宿泊施設を利用する。しかし、昼間の体験については、農林漁家等が自らの経営する田畑で体験をさせることもあるが、公民館、交流施設等、地域の公共施設を利用し、集落内に宿泊している子どもを一堂に集めて体験を行うことも多い。また前述のように、子ども宿泊体験の取組は地域の寄り合いの回数を大きく増加させており、こうした寄り合いの多くが地域の公共施設で実施されているであろうことは想像に難くない。

同図において、地域の交流施設の「利用率が高まった」とする回答は、地域協議会調査では24%であるが、農林漁家調査では41%に上っており、一定割合の地域で交流関連公共施設が宿泊体験受入活動の推進に有効に活用されていることがわかる。また、「低下した」との回答はいずれの調査でもゼロであった。なお、利用率の増加ポイント数については、有効回答のあった20件の平均で、地域交流施設の利用率が11.4ポイント増えていることが確認されている。なお、上記の結果に示された利用率の約1割の増加は、当該交流施設の採算を改善する可能性が高く、一部地域では、利用率低迷を重荷とする交流施設の存廃問題等に好影響を与えている可能性も考えられる。

(4)地域活動への波及効果に関する小括

宿泊体験活動の取組は、当初より地域活性化、中でも集落活動の活発化や農林漁家相互の連携の緊密化などの良い影響が発現することが期待されていた。本項の分析では、農業集落をはじめとする地縁組織の活性度がどの程度向上したかを検討することができた。

第一に、宿泊体験活動への郷土料理の活用状況である。アンケートでは、地域協議会の3分の2、農林漁家の半数が郷土料理を子どもに提供していると回答しており、宿泊体験活動の場では、受け入れた子どもに“地域の味”を知ってもらう具体的活動が、既にかかなりの広がりを持って取り組まれているといえる。また、「講習会等を開催して郷土料理を地域に普及」していると回答した協議会は3割近くにのぼり、農林漁家調査でも15%に達している。これは、郷土料理を提供する取組が地域組織を通じて普及ないし実施されているケースがかなりあることを示唆している。

第二に、集落の共同活動や地域行事への参加状況である。集落活動や地域行事への参加率が増えたと回答する地域協議会は3割を超えている。このデータからは、子どもが直接参加する行事で参加が増えたのか、集落の共同作業など集落内の者のみが参加する活動で参加者が増えたのかなど、要因についてはよくわからないが、一部の地域では、子どもの宿泊体験活動を通じて確実に集落の機能回復ないし活動の活発化がみられるといえる。

第三に、寄り合いの回数と地域内の交流施設等の利用状況についてである。宿泊体験活動の受入を行う場合には、受入農林漁家を募るべく個々の農林漁家に声をかける段階から、受入の決定にむけた集落内での意思統一、体験内容の詳細に関する話し合い、受入の質の向上に向けた事後の反省会など、宿泊体験の受入を円滑に実施するためには集落の寄り合いにおける会合は欠かせず、調査結果によれば、いずれの地域も最低年4回程度の寄り合いが行われているという実態が浮かび上がった。なお、一般に集落の寄り合い回数は、当該集落の機能レベルを示す有効な指標の一つと捉えられており、寄り合いを重ねる中で地域活性化に向けたその他の活動への取組の機運が生まれる可能性も期待される。

調査によれば、寄り合い回数が減少したという回答はほぼ皆無で、増加したとする回答は地域協議会、農林漁家の両調査のいずれにおいても3割を超えている。また、増加回数の分析の結果、従前より一定の寄り合い回数が確保されていた地域において活動がより一層活発化する傾向がみられる。このことから推察するに、宿泊体験活動においては見知らぬ都会の子どもを一定期間預かるという点で、農林漁家や地域組織にかかる物理的・精神的負担が大きいことから、集落内の活動水準が一定程度以上に保たれ、寄り合いが定期的に開かれているような連携の良い地域であることが望ましい。寄り合い回数の分析結果は、こうした事実を裏付けているものと考えられる。

以上のように、宿泊体験を伴う交流活動がもたらす地域波及効果は、経済的な側面のみならず、非経済的な側面にも広く及んでいることがわかる。とりわけ子どもを対象とした宿泊体験の場合には、それによって一定の料金収入はもたらされるものの、成人の観光のように滞在期間中の自由な消費行動が伴うわけではないので、地域に対する経済的波及効

果はある程度限定的なものとならざるを得ない。本章で明らかになったのは、むしろ経済的效果と同等かそれ以上に評価されるべきは農林漁家を元気づけたり、地域の連帯感を高める“非経済的な”波及効果が存在するということである。

この点の詳細な分析は次年度以降に譲るが、宿泊体験活動の効果を考える際、われわれが非経済的な地域活性化効果、あるいは地域住民に与える精神的な活性化効果に着目しなくてはならない理由は、こうしたところにあると考えている。

注

- (1) 現状家屋のままで受入を行う農林漁家。
- (2) 増改・新築等により旅館業法の許可を取得し、旅館営業を行う農林漁家。
- (3) 増改・新築等により旅館業法の許可を取得し、簡易宿所営業を行う農林漁家。
- (4) 前掲第1-2図の分析に照らせば、第2-5図における中高生のデータは、ほぼ中学生の影響によるものと考えることができる。
- (5) 佐藤〔8〕、p.57も指摘するように、受入地域の高齢化の問題は、今後、受入体制を危ぶませる深刻な要因になる可能性が高い。
- (6) 子ども宿泊体験に伴う収入増加額を100万円と回答した農林漁家が2戸あったが、ここでは異常値として集計から除外した。
- (7) 同様の経済効果の積算は、事例研究としては、2007年に長野県飯田市における中学生の修学旅行を例に実施している（鈴木〔12〕）。同調査結果によれば、受入農家一戸あたりの平均的な宿泊体験にかかる料金収入（南信州全域で実働的に関わる400戸の受入農家平均）は約17万円であり、地域全体では宿泊体験謝礼分のみで6,800万円、それ以外の宿泊をともしなわない体験にかかる料金収入も含めれば1億7,200万円が南信州地域にもたらされていることになる。なお、年間の受け入れ回数に関する調査結果に基づいて、料金収入を積算した結果によれば、もっとも多く受け入れを行っている農家の料金収入は、修学旅行の実実施時期が春期に集中することから約50万円と算出された。
- (8) 観光業の経済波及効果を算出した調査としては、北海道が行ったニセコ・羊蹄地域における観光産業の経済波及効果に関する調査結果（北海道経済産業局〔17〕）や、大分県が県内の旅行・観光産業を対象に産業連関分析を用いて算出した経済波及効果の分析結果（大分県企画振興部ほか〔1〕）、財団法人地域流通経済研究所が熊本県の観光産業に関する経済波及効果を分析した調査結果（（財）地域流通経済研究所〔13〕）などがある。ニセコ・羊蹄地域の調査では、宿泊業にかかる波及係数が1.43、観光サービス業にかかる波及係数が1.44などとなっており、観光消費額全体の波及係数は1.4とされている（2次波及効果までを含む）。また、大分県の調査例では、旅行・観光に伴う直接効果に対する波及係数が1.54、同様に、熊本県における調査例では、観光消費額にかかる経済波及係数が1.77（3次波及効果まで計算）と算出されている。

第3章 教育的観点からみた子ども宿泊体験活動の効果分析

1. 教育的観点から宿泊体験活動を分析する意義と課題

子どもを対象とした宿泊体験活動の取組は、一面で、体験活動に参加する子どもたちに高い教育効果をもたらすことが期待されている。特に、2008年に開始された子どもプロジェクトは、その取組みが小学校の通常の学習期間に組み込まれた形で実施されているため、日頃より多忙な教員の深い理解と協力なしには実現し得ず、同時に、子どもの保護者よりしばしば寄せられる教科学習の遅れや塾・習い事を休まざるを得ないことに関する批判的な苦情に対しても、十分説得力のある説明が必要とされている。すなわち、当該事業が子どもに対してきわめて有用な効果を発揮し、それが従来のほかの学校行事では達成し得ないものであることを定量的なデーターを持って説明できるようにすることが、子どもプロジェクト等の宿泊体験活動を進める上ではきわめて重要な意義を持っている。

一方、子どもを受け入れる農山漁村側にとっても、エンドユーザーである児童の評価、ならびに子どもに与え得る教育的効果がどの程度であるかは、受け入れ地域自らの取組みを評価し、改善していくにあたって重要な尺度となる。しかし、こうした送り出し学校側における子ども評価の受け入れ地域へのフィードバックは、一部の地域で、送り出し小学校に対するアンケート調査などを通じて把握されている例はあるものの、全国的な動きを捉えたものはこれまで存在しなかった。従って、これまでは個々の小学校から得られた上述のアンケートデータの相対的位置づけの検討や、どのような受け入れ手法をとったときに子どもからの評価が高くなるかなどといった、受け入れ地域の実態と子どもの評価との関係性などについては直接的に把握するすべがなかったといつてよい。

ところで、農村における体験の効果を経済学分野で研究した成果としては、従前より行われている施設への合宿形態を中心とする「自然体験活動」を対象とした研究が散見される（佐伯ほか〔5〕など）。しかし、農林漁家への宿泊体験に焦点を絞って、その教育効果を定量的に明らかにした研究は、文献をみる限り、極めて少ないのが現状といえよう。そうした中で、教育効果の観点から宿泊体験活動の現場の取組みを評価した研究としては、宿泊体験を経験した児童の卒業文集の分析から宿泊体験活動の効果を検証した佐藤〔8〕がある。佐藤の研究は、子どもプロジェクトのひな形ともいわれる、1992年に開始された武蔵野市のセカンドスクール事業について実態と課題を検証したものであり、限られた事例における文集のキーワード集計という手法ではあるものの、きわめて有用な知見を提供している。

そこで本章では、2008年度に子どもプロジェクトを実施した全地域を対象とするアンケート調査（農林水産政策研究所／農林水産省都市農村交流課実施）の結果を、同事業の送り出し小学校を対象とした教育効果に関するアンケート調査（文部科学省実施）と接続し、両者の関係性を分析することとした。分析の目的は、こういった取組形態をとった地域の

教育効果が高くなっているかを定量的に把握することにより、学校側の評価から有効な宿泊体験の取組のあり方を検証することにある。なお、本章の考察では、今後、対象が小学生に拡張されつつある子ども宿泊体験の事業の方向性についても、若干の検討を加えることとしたい。

2. 調査方法と結果概要

本章で分析するアンケート調査は、2009年2月に農林水産政策研究所が実施した「農山漁村宿泊体験活動の経済効果に関するアンケート調査」のうち「受入農林漁家（民泊・民宿）に関する調査」（以下、政策研調査）、ならびに、2009年7月に文部科学省児童生徒課生徒指導室が実施した「農山漁村での長期宿泊体験による教育効果の評価について」（以下、小学校調査）である。

前者の調査方法は、第2章第1節に示したとおりであるが、後者の小学校調査は、文部科学省が実施する「豊かな体験活動推進事業」において2008年度に「農山漁村におけるふるさと生活体験推進校」に指定された178校を対象とした郵送回収調査で、全数回収を行っている。調査の特徴として、単独の教員の印象で記入されるのを防ぐため、学校長を含め、引率した教諭・養護教諭など宿泊体験実施当時の関係者で討議などを行い、意見を総合して記入するよう依頼しており、できる限り恣意性が介入しないよう工夫されている。調査内容は、農山漁村における宿泊体験活動による教育効果が想定される項目に関し、児童生徒の変化を問うものであり、「人間関係・コミュニケーション能力」、「自主性・自立心」、「マナー・モラル・心の成長」、「学習意欲」、「食育への関心」、「環境教育の広がり」、「児童の心の問題の改善」など、24の調査項目に関する5段階評価などの設問により構成されている。

3. 宿泊体験に対する学校側の評価

(1) 評価の方法

本章の分析に当たっては、上述した24項目にわたる文部科学省の小学校調査結果を、できる限りシンプルな形で農林水産省側のデータと接続する必要があった。最も単純には、小学校調査の調査票のカテゴリ「人間関係・コミュニケーション能力」など7区分のそれぞれの平均値を計算し、それを農水省側のデータに直接投入する方法があるわけだが、相互のカテゴリ間に類似の設問が散見され、設問間の相関値も一部に高いものが認められたため、これらを再整理するのが適当と判断した。従って、今回は、多項目のアンケート調査から有効な因子を抽出する統計的手法として、因子分析を採用することとし、その結果抽出された後述の6つの教育効果因子について得られる因子得点を農林水産省側データに接続することとした。

実施した因子分析の概要は次の通りである。

初期解の抽出には最尤法を用い、回転はプロマックス回転を実施し、固有値は1.0とした。その結果、6つの因子が抽出され、因子負荷量0.400以上の項目を表示したのが第3-1表である（累積寄与率は72.0%）。析出された6つの因子については、第1因子「仕事・規範因子」、第2因子「挨拶・お礼因子」、第3因子「生命への関心因子」、第4因子「チャレンジ精神因子」、第5因子「協力・連帯感因子」、第6因子「コミュニケーション力因子」とそれぞれ命名した。

なお、この因子分析に関する因子相関行列は、第3-2表に示した。表にある相関係数を見ると、因子相互の相関係数は、最大でも第3因子の「生命への関心因子」と第4因子「チャレンジ精神因子」の間の0.514であり、結果に問題を生じるような因子相互の高い相関は認められないものと判断された。

次いで、分析の結果析出された因子得点⁽¹⁾を、小学校ごとあるいは受入協議会ごとに集計し、先の政策研調査結果および農林水産省都市農村交流課が取りまとめた子どもプロジェクト実績データベースとの突合作業を行った（突合の方法については、第3-1図参照）。結果として、政策研調査対象の42受入協議会のうち33協議会、小学校調査対象の178小学

第3-1表 小学校調査(農山漁村での長期宿泊体験による教育効果の評価)に関する因子分析結果

区分	1.仕事・規範 因子	2.挨拶・お礼 因子	3.生命への 関心因子	4.チャレンジ 精神因子	5.協力・連帯 感因子	6.コミュニ ケーション力 因子
率先して仕事をする	0.673	-0.042	-0.066	0.319	0.236	-0.287
ルール、時間を守る	0.656	0.106	0.156	-0.112	-0.022	0.011
相手の立場を考える	0.422	0.022	-0.030	-0.174	0.347	0.141
お礼が言える	0.036	0.976	-0.063	-0.050	-0.010	0.013
挨拶ができる	0.345	0.574	-0.094	-0.114	0.078	-0.051
命の大切さ、生命への関心	0.155	-0.023	0.814	-0.018	-0.225	-0.045
登校拒否問題等の改善	0.102	-0.190	0.609	-0.063	-0.041	0.190
環境保全意識の向上	-0.053	0.216	0.403	0.039	0.227	-0.025
任意活動に積極参加	0.267	-0.163	-0.070	0.827	-0.186	0.104
チャレンジ精神が旺盛	-0.192	0.188	0.071	0.447	0.273	0.139
目標に向かって相互協力	0.223	-0.063	-0.196	0.001	0.690	-0.008
連帯感・仲間意識	0.203	-0.067	-0.029	-0.153	0.642	0.227
体験から食の大切さを理解	-0.085	-0.119	0.448	-0.026	0.478	-0.269
人との接し方を学習	-0.051	0.171	-0.027	-0.042	0.443	0.017
児童同士での問題解決	-0.126	-0.088	0.026	0.067	0.224	0.701
新しい交友関係	0.072	0.038	-0.042	0.065	-0.070	0.473
因子寄与率	16.5	9.6	11.9	6.3	19.3	8.3
累積寄与率	16.5	26.1	38.1	44.4	63.7	72.0

資料:文部科学省児童生徒課「農山漁村での長期宿泊体験による教育効果の評価について」(2009年7月)。

注. 1) 因子抽出法は最尤法を用い、Kaiserの正規化を伴うプロマックス法を用いた(固有値は1.0)。17回の反復で回転は収束。

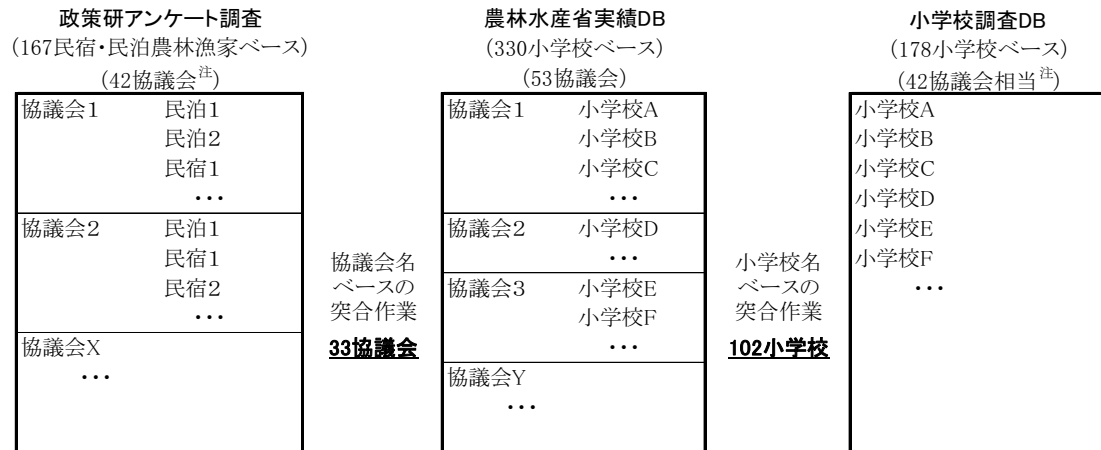
2) 表中の太字は、因子負荷量が0.400以上の項目を示す。

3) いずれの因子においても因子負荷量が0.400に満たない8項目については、表記を省略した。

第3-2表 小学校調査結果の因子分析にかかる因子相関行列

因子	1.仕事・規範 因子	2.挨拶・お礼 因子	3.生命への 関心因子	4.チャレンジ 精神因子	5.協力・連帯 感因子	6.コミュニ ケーション力 因子
1.仕事・規範因子	1	0.427	0.433	0.408	0.443	0.439
2.挨拶・お礼因子	0.427	1	0.360	0.299	0.380	0.269
3.生命への関心因子	0.433	0.360	1	0.514	0.441	0.289
4.チャレンジ精神因子	0.408	0.299	0.514	1	0.382	0.267
5.協力・連帯感因子	0.443	0.380	0.441	0.382	1	0.459
6.コミュニケーション力因子	0.439	0.269	0.289	0.267	0.459	1

注. 相関係数に従い、相関の比較的に強い因子を隣り合わせるよう並び替えを行った。



第3-1図 データ突合作業の概念図

注. 政策研アンケートの42協議会と小学校調査の42協議会は相互に重ならないそれぞれ9箇所の協議会を含む。

第3-3表 地域協議会ベース接続集計(33サンプル)の概要
(単位:%, 件)

区分	割合(件数)
稲作	65.6 (21)
野菜(露地・施設)	31.3 (10)
果樹類	31.3 (10)
畜産	6.3 (2)
林業・水産業	34.4 (11)
その他	34.4 (11)
100万円未満	41.9 (13)
100～300万円	25.8 (8)
300～500万円	19.4 (6)
500万円以上	12.9 (4)
地域の観光業振興	45.2 (14)
所得の向上	32.3 (10)
子どもとの交流を楽しむ	32.3 (10)
農村活性化, 農業・農村理解の拡大	58.1 (18)
受入の要望に応えるため	19.4 (6)

資料:農林水産政策研究所「農山漁村宿泊体験活動の経済効果に関するアンケート調査」(2009年2月),農林水産省都市農村交流課「子ども農山漁村交流プロジェクト実績データ」,文部科学省児童生徒課「農山漁村での長期宿泊体験による教育効果の評価について」(2009年7月)。

校のうち102校ごとに因子得点を集計し、学校側の評価に基づく農村の取組の評価指標として活用することが可能となった。

なお、参考までに、データ突合後のデータベースにおける調査対象の基本指標について、第3-3表および第3-4表に示した。

第3-3表は、政策研調査および農林水産省都市農村交流課の20年度事業実績データベース、文部科学省が実施した小学校調査の三つのデータベースを接続した結果であり、地域協議会ベースのサンプル数は33件になる。まず、作目⁽²⁾については、「稲作」が66%と約3分の2を占め、ほかには「林業・水産業」が34%、「野菜(露地・施設)」および「果樹類」がそれぞれ31%などとなっている。農業と林業を合わせた平均販売額⁽³⁾は、「100万円未満」が42%、「100～300万円」が26%となっており、両方で「300万円未満」が68%を占めるこ

第3-4表 参加小学校ベース接続集計
(102サンプル)の概要

(単位: %, 件)

区分		割合(件数)
体験業種(MA) (n=86)	農業	82.6 (71)
	林業	14.0 (12)
	水産業	48.8 (42)
民泊平均泊数 (n=45)	1泊	60.0 (27)
	2泊	31.1 (14)
	3泊	8.9 (4)
民宿平均泊数 (n=62)	1泊	27.4 (17)
	2泊	48.4 (30)
	3泊以上	24.2 (15)
民泊平均宿泊人数 (n=44)	2人未満	13.6 (6)
	2～3人	22.7 (10)
	3～5人	45.5 (20)
	5人以上	18.2 (8)
民宿平均宿泊人数 (n=60)	3人未満	1.7 (1)
	3～5人	23.3 (14)
	5～10人	36.7 (22)
	10～15人	16.7 (10)
	15～20人	10.0 (6)
	20人以上	11.7 (7)

資料:農林水産省都市農村交流課「子ども農山漁村
交流プロジェクト実績データ」, 文部科学省児童
生徒課「農山漁村での長期宿泊体験による教育
効果の評価について」(2009年7月).

とになるなど、小規模な経営が多い。また、受入目的⁽⁴⁾をみると、「農村活性化、農業・農村理解の拡大」が58%である一方、「地域の観光業振興」とする回答も45%に上っている。

続く第3-4表は、農林水産省都市農村交流課の20年度事業実績データベースおよび文部科学省が実施した小学校調査の二つのデータベースを接続した結果であり、サンプル数は102件である。

体験業種については「農業」83%、「水産業」49%、「林業」14%という分布である。平均泊数は、民泊と民宿に分けて分析をしたが、最も割合が高いのは、民泊が「1泊」(60%)であるのに対して、民宿では「2泊」(48%)が中心となっている。また、平均宿泊人数は、民泊が「3～5人」(46%)、「2～3人」(23%)を中心とし、「5人以上」が18%にとどまるのに対して、民宿は「3人未満」は僅かに2%であり、「3人未満」と「3～5人」を合わせた「5人未満」でも25%である。民宿の平均宿泊人数として最も割合が高いのは「5～10人」の37%であり、「20人以上」の民宿も12%存在している。

(2)学校側の評価にみる宿泊体験事業の検証

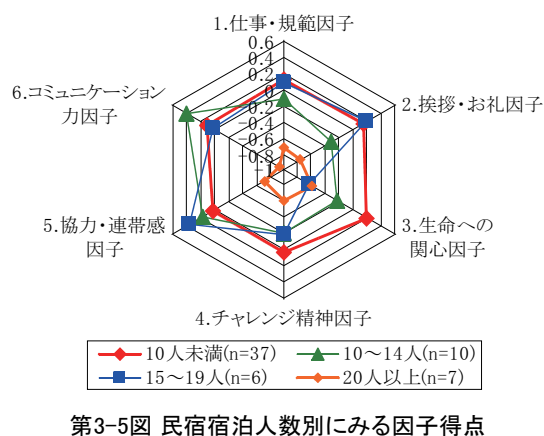
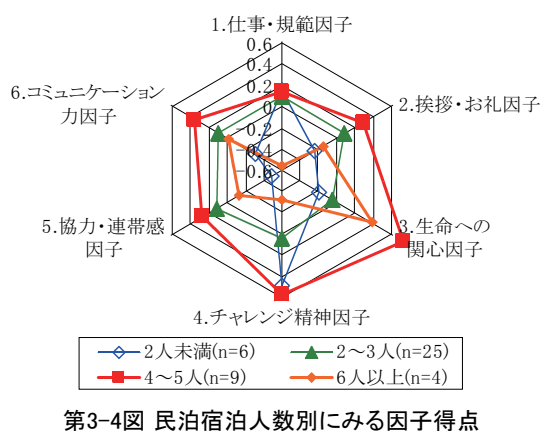
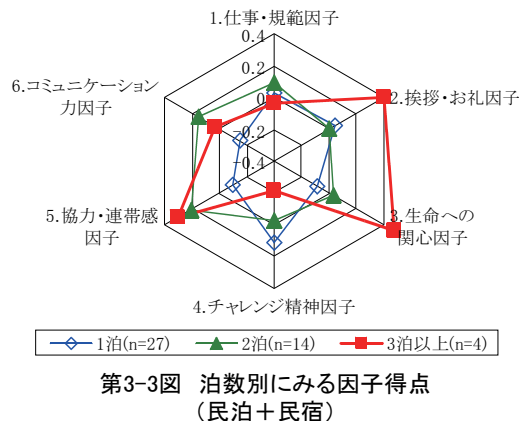
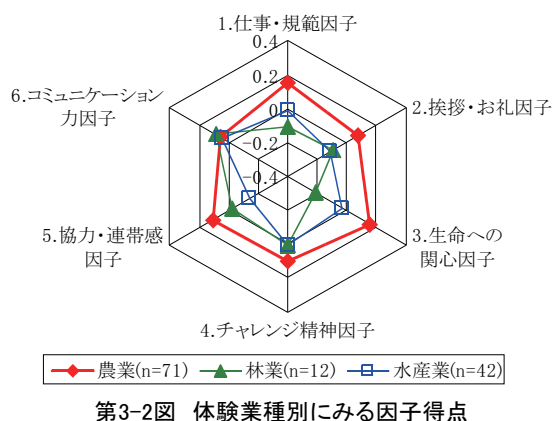
以下では、受入農林漁家のいくつかの属性別に、小学校調査より得られた因子得点を分析することで、教育効果の高い受入側の取組がどのようなものであるか、検証を進めるとしたい。

まず、送り出し小学校ベースで集計した分析結果をみよう。体験業種別に因子得点を分

析したのが第3-2図である。同図によれば、農業体験を実施した小学校の得点が高いことが確認でき、中でも、農業体験を実施した小学校では、「生命への関心因子（0.16）」、「仕事・規範因子（0.15）」の得点がやや高い。

泊数別の分析では（第3-3図）、1泊における得点が「コミュニケーション因子（▲0.15）」、「協力・連帯感因子（▲0.11）」において特に低く、1泊よりも2泊、2泊よりも3泊以上（実際には3泊の事例が多い）の宿泊体験を実施している小学校の方が得点が高まる傾向にある。中でも、「生命への関心因子（0.47）」、「挨拶・お礼因子（0.39）」は3泊以上で飛躍的に高まっている様子がわかる。

次に、平均宿泊人数別の分析を行ったが、業態によって宿泊人数規模が大きく異なることから、ここでは民泊と民宿に分けて分析を行っている。まず、民泊については第3-4図に示した。図によれば、平均宿泊人数「4～5人」であった小学校の得点が「生命への関心因子（0.71）」、「チャレンジ精神因子（0.56）」などを中心に最も高くなっており、これに対して、「6人以上」では、「チャレンジ精神因子」や「仕事・規範因子」などが逆に低下していることがわかる。宿泊体験活動における同宿人数については、受入地域のヒアリン



注. 第3-2図～第3-5図は、農林水産省実績データベースと小学校調査結果の突合による送り出し小学校ベースの集計結果。

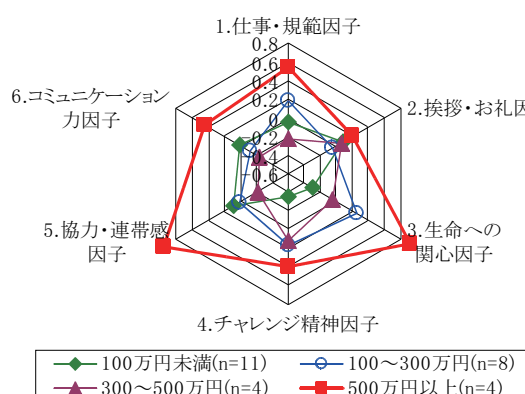
グ調査で「同宿児童数は5人程度が適正規模」との指摘があり、民泊についてはこの指摘が妥当しているものと考えられる。

一方、民宿については第3-5図に結果を示した。民宿の特徴は、特に「生命への関心因子 (0.18)」と「チャレンジ精神因子 (0.02)」の2因子が、平均宿泊人数10人未満の小学校を最高に平均人数の増大とともに低下していることである。また、「コミュニケーション力因子 (0.38)」は平均10～14人の小学校を最高に、「協力・連帯感因子 (0.35)」と「挨拶・お礼因子 (0.15)」は平均15～19人の小学校を最高に、それ以上平均人数の多い小学校では低下傾向が見られる。このことから、民宿の場合においても、高い教育効果を生むのは総じて20人未満の小人数での宿泊の場合であることが推察される。

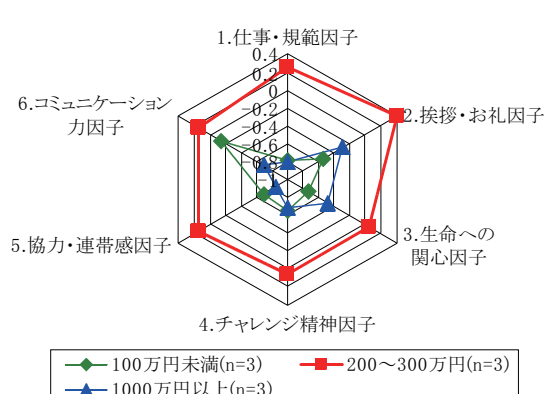
続いて、受入地域協議会ベースで集計した結果について分析しよう⁽⁵⁾。まず、農林水産物販売額別⁽⁶⁾の分析は、一定の回答数のあった農産物と水産物のそれぞれについて検討したものである。農産物販売額については、平均販売額が500万円以上である受入協議会において「協力・連帯感因子 (0.94)」、「生命への関心因子 (0.90)」、「仕事・規範因子 (0.54)」をはじめ、すべての因子で高得点が得られており、平均販売額がそれ以下の協議会を大きく引き離している (第3-6図)。

これに対して、水産物販売額別の因子得点は第3-7図のようになっている。サンプル数が9サンプルのみであることに留意しなくてはならないが、このデータを見る限り、平均販売額が「200～300万円」の協議会の得点が、すべての因子で高く、中でも「挨拶・お礼因子 (0.40)」、「仕事・規範因子 (0.25)」の得点が高くなっている。一方、平均販売額が100万円未満および1,000万円以上の協議会では、逆に得点が非常に低くなっている。

次いで、経営作目別に分析を行ったのが第3-8図である。各因子の得点が平均して高いのは野菜作農家のいる協議会であり、中でも「生命への関心因子」は0.32となっている。また、果樹作農家のいる協議会では、「チャレンジ精神因子 (0.23)」や「生命への関心因子 (0.20)」など特定因子の得点の高まりが確認できる。この点については、受入地域のヒアリングで「野菜生産は児童が地元に帰ってから自宅や学校のわずかな土地においても

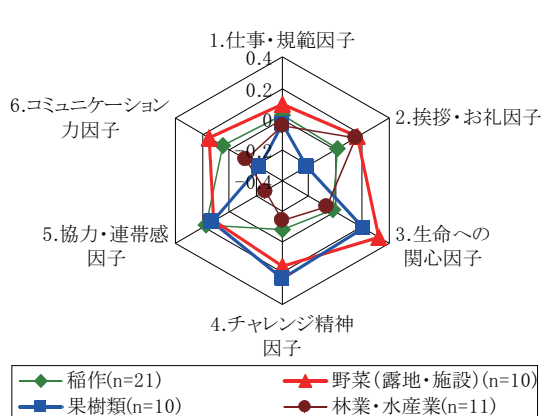


第3-6図 農産物販売額別にみる因子得点

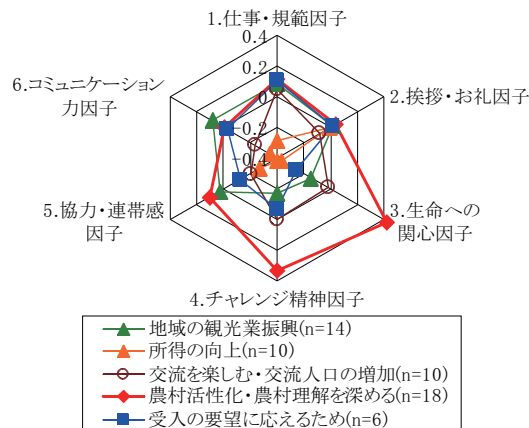


第3-7図 水産物販売額別にみる因子得点

注. 第3-6図、第3-7図は農林水産省実績DBと小学校調査結果、政策研アンケート結果の突合による地域協議会ベースの集計結果。



第3-8図 作目別にみる因子得点



第3-9図 受入目的別にみる因子得点

注. 第3-8図, 第3-9図は農林水産省実績DBと小学校調査結果, 政策研アンケート結果の突合による地域協議会ベースの集計結果。

野菜の栽培が再現できる『児童にとっての“再現性の高さ”』が、児童の内面で強い共感を生む背景になっているのではないかと⁽⁷⁾との指摘があり、受入農林漁家の経営組織を考えるにあたってはたいへん興味深い事実である。

最後に、第3-9図において体験宿泊の受入目的別分析をみよう。同図によれば、「農村活性化・農村理解を深める」と回答した農林漁家がいる協議会の得点が、「生命への関心因子（0.43）」、「チャレンジ精神因子（0.33）」、「協力・連帯感因子（0.10）」を中心に高くなっているのに対して、「所得の向上」を目的とする農林漁家がいる協議会は、「挨拶・お礼因子（▲0.01）」を除いて、各因子の得点がかかなり低くなっていることが理解されよう。

4. 考察と今後の課題

本章では、小学生の農林漁家宿泊体験の評価について、政策研調査および文部科学省の小学校調査等から分析を行った。この結果、教育効果からみて有効な宿泊体験のあり方を検証するという観点からは、送り出した学校側データによる受入地域の取組の評価を通じて、次のことが明らかになった。

まず、第一に、宿泊泊数の関係では、1～2泊よりも3泊以上の旅程（実際には3泊の事例が多い）で教育効果が高いことが確認できた。このことは受入地域のヒアリング調査でも確認されており、1～2泊では地域や農林漁家に慣れるだけで終わってしまうという意見も聞かれている。このデータは、それを補完する貴重なものと考えられる。

第二に、宿泊人数に関しては、民泊の場合平均4～5人、民宿の場合でも平均20人程度までのグループによる体験を行った小学校の評価が高くなっており、少人数における教育効果の高さを浮き彫りにできた。

第三に、農林漁業の販売額に関する分析では、農林漁業の平均販売額が一定額以上の協議会における得点が高く、一次産業の現場体験という性格上、農林漁業のリアリティが直

接的に伝わる農林漁家で実施された体験に高い効果が認められるものと考えられる。この点は、従前より宿泊業部分が経営の中心となっている多くのスキー民宿等での受入のあり方を考える際には、重要な論点となり得る。

第四に、作目別の分析では、「野菜農家」や「果樹農家」がいる協議会での体験で高い効果が認められている。この点については、先にも紹介した、「野菜生産は児童が地元に戻ってから自宅や学校のわずかな土地においても野菜の栽培が再現できる『児童にとっての“再現性の高さ”』が、児童の内面で強い共感を生む背景になっている」という指摘は大変興味深い。

最後に、受入目的については、「農村活性化・農村理解を深める」と回答した農林漁家のいる協議会が高評価となっており、対して「所得確保」と回答した農林漁家のいる協議会は低評価であった。農林漁業に関わる宿泊体験においては、「所得確保」は“結果”であって、目的とすべきものではないという指摘を受入地域協議会等で多く聞いたが、この結果は、それを裏付けるものと考えられる。受入側の目的意識は、受入の際のモチベーションや受入態度にも大きな影響を与えるものと考えられ、「農村活性化・農村理解を深める」などの目的意識を持った経営が能動的・積極的な関わりの結果として、小学校から高い評価を得たと理解できる。

以上、農林漁業を媒介とした宿泊体験について、受入地域の取組の仕方により、教育効果に一定の差が生じていることが確認されたが、今後、調査方法の改善などを行うことによって、さらなる分析の深化が必要と感じている。例えば、現在のところ、収集可能なデータの性格上、データ接続が協議会ベースまたは送り出し小学校ベースでしか行えないが、両者のデータが農林漁家レベルで接続できれば、個別の単位で具体的な体験作業と小学校側の評価との関係がより明瞭な形で分析可能になるであろう。

なお、学校側による受入地域の評価は、受入地域側の受入方法の改善にとって極めて重要な情報であるが、受入地域側に対して学校側の評価等の情報をフィードバックする取組は、現在のところ総じて弱いといわざるを得ない。今後は、受入地域の取組の改善のためにも、分析を深めた上で、受入地域の情報を学校側に伝えたとともに、学校側から受入地域へ積極的に情報をフィードバックし、相互の情報交換を深めることが重要である。

注

- (1) 因子得点は、分析対象の個々のサンプルが当該因子から受ける影響度を数値化したもの。ゼロが平均となる。
- (2) この分析における経営作目は、政策研調査において調査対象となった受入農家の1位作目を協議会単位で積み上げたものである（OR条件による複数回答集計）。
- (3) ここでの農林産物販売額は、政策研調査において調査対象となった受入農家の農産物販売額と林産物販売額を地域協議会別に平均したものである。
- (4) この分析における宿泊体験の受入目的は、政策研調査において調査対象となった受入農家の受入目的（1位）を協議会単位で積み上げたものである（OR条件による複数回答集計）。
- (5) ここで用いる受入地域協議会の農林水産物販売額、経営作目、受入目的については、本章

の注(2)～(4)を参照のこと。

- (6) この分析における農林水産物に関する販売額は、政策研調査において調査対象となった受入農家における農産物、林産物、水産物それぞれの販売額を地域協議会別に平均したものである。なお、林産物販売額別に関する分析については、農業との重複が多いことから省略した。
- (7) 佐賀県下の半農半漁地域で、漁業体験との対比において、野菜などを中心とした農業体験が子どもに与える影響の特徴を尋ねた際の、受入農家からの回答による。

第4章 研究成果のとりまとめと今後の課題・展望

1. 子どもプロジェクトの政策的な位置づけ

本報告書で検討した農山漁村を対象とする宿泊体験活動は、これまで大きく二つの系譜があったものと理解することができる。一つは、その行き先が、歴史的観光地などから農山漁村に仕向けられた修学旅行であり、もう一つは、学校における教科学習課程の中に位置づけられた教科教育の一部としての農山漁村体験である。いずれも主体は学校とそこで学ぶ児童・生徒であり、体験の対象は自然豊かな農山漁村であるが、両者は、それぞれの目的の違いから、活動のスキームが異なっている。

系譜の一つは、修学旅行をベースとしたものである。第1章で記述したように、近年における修学旅行は、京都・奈良などにおける神社仏閣巡りや広島・長崎等の平和教育、東京における大都市見物など、集団行動による「見学型」の修学旅行がいわゆる「物見遊山」に終わるのを避けるため、何らかの体験メニューを組み込んだ形態のものが多くなっており、そうした形態の修学旅行を実施する学校の割合が増加している。その傾向は、特に中学校・高等学校で顕著にみられ、修学旅行の中に何らかの体験メニューを加えている学校の割合は、中学校では、1986年の17%から2007年には63%におよび、高等学校に至っては、1997年の70%から2007年には87%に達している（（財）日本修学旅行協会〔4〕）。

一方、教科学習に組み込まれた形での体験活動の充実化は、小学校や一部の中学校で実施され始めているもう一つの系譜である。この系譜の背景には、1998年の学習指導要領の改訂により全国の小中学校に導入された「総合学習」が大きく影響している。教科学習に位置づけられた総合学習では、教科横断的な要素をもつ課外学習を実施することが求められ、農山漁村も「教育実践の一つの現場」として積極的に位置づけられたのである。

このタイプの体験活動は、修学旅行とは別途に、その多くが教科学習の一環として実施される総合学習の一形態として取り組まれており、例えば東京都武蔵野市における「セカンドスクール事業」などを、その先進事例として捉えることができる（佐藤〔6〕）。本報告書が、研究対象として注目する子どもプロジェクトは、特にこの「教科学習に組み込まれた形での体験活動」という側面を強く持つものと理解され、その特徴は、「系統主義的な教育観の復権」とともに「体験活動の一層の充実」が謳われた2008年度の改訂学習指導要領（参考資料4）に則って事業化されたことにある。

これら二つの系譜は、具体的な事業の実施形態や、農山漁村と学校側の関わり方においても特徴的な違いを示している。例えば、前者の修学旅行では、学校サイドにおいて伝統的に入学当初より資金積み立てが行われていることがほとんどであり、一定の資金的背景の元で、行き先や行程の選択が行われる。行動単位が集団か少数班別かという選択や、内容が見学型か体験型かという選択についても、実施が確実に予定されている学校行事としての修学旅行の枠内で判断が行われているといえる。このため、体験型修学旅行の受入地

域が主導する修学旅行誘致活動については、近年になって体験を重視し始めた理解のある学校に対して、いくつもの受入地域が誘致合戦を繰り広げるような状況も見受けられる。つまり、資金的な裏付けもあり、実施が前提となっている修学旅行の場合は、与信のため農山漁村体験の誘致活動に受入地域の行政等の公的機関が関わることはあっても、送り出し側の学校側と受入側の農山漁村のマッチングは、基本的には旅行エージェント等の民間ベースの活動にゆだねられているといえる。

しかし、一方で、後者の教科学習課程に位置づけられた農山漁村体験は、年間の教科学習時間が限られる中、通常の学校における教科時間を何らかの形で割り、課外体験活動に充てる必要があり、学校側の体験学習に対するより深い理解と働きかけなしには容易に成立しえない。教科学習過程に位置づけられる場合の農山漁村体験は、仮に、社会科見学などの既存の課外学習が行われていて、それを農山漁村体験に振り向ける場合であっても、その体験が教育的にどのような効果を上げうるかが、学校側からより厳に問われることが多い。このため、教科学習過程に位置づけられた農山漁村体験の場合には、学校側に対する啓蒙的働きかけによる教員や保護者の理解の醸成が欠かせない。こうしたことから、2008年に総務省、文部科学省、農林水産省の3省が推進する形で実施に移された子どもプロジェクトでは、教科学習過程に位置づけられた農山漁村体験の推進に向けた「教育現場に対するプロモーション効果」も併せて期待されていたのである。

2. 子どもにとっての宿泊体験の重要性

幼少時より外遊びの経験が少なかったり、土に触れたことのない子ども、テレビゲームやパソコンなどヴァーチャルな世界でしか感動を味わったことのない子どもたちにとって、農山漁村における宿泊体験は極めて強い衝撃となり得るものである。それは、農山漁村の観念的な理解にとどまらず、農山漁村という「場」が、生活全般にわたる新たな発見をもたらす格好の場となることを意味している。

本報告書では、事例調査に基づく研究成果が含まれていないため詳述していないが、現地で行ったヒアリングの結果によれば、たとえ2泊3日程度の宿泊体験であっても、その間の子どもの変容に驚かされるという感想が複数の農家で聞かれた。一例を挙げれば、受入農家のお父さんが、体験宿泊に参加した子どもと一緒にアリがアリジゴクに落ちそうになる様子を観察しながら、アリジゴクに落ちてしまったらアリは二度と生きて這い上がれないことを語り、そこから生徒の日常に起こりうる様々な犯罪に巻き込まれる危険性の話などに結びつけて論ず。農家の圃場における作業の手伝いや近所の川遊びの中の小さな発見を、その場において、できるだけ生徒の日常生活で起こりうる事象と関連づけて、興味関心を引きつけながら対話をしていたのである。

このように生徒との対話によって農村現場から学ばせる教育的指導は、現場を知り尽くした農林漁業者だからこそ可能となるのであり、あらかじめメニュー化され、時間に追われた数時間の作業体験や物作り体験では追求し得ない。すなわち、理科教育、社会科教育

の延長として学校の教員がにわかにフィールドに立ち、仮に同じことを実践したとしても、必ずしも成功するものではないといえるだろう。これが、子どもを対象として農林漁家等で宿泊体験を進める大きな目的であり、意図するところなのである。

一方、教科学習の中の位置づけという点に関しては、2008年の改訂学習指導要領が、経験的学習を重んじたいいわゆる「ゆとり教育」からの脱却を目指す中、学習内容や授業時間数は総じて増加する方向に動いている。同じ2008年の改訂において、体験活動の重視が明記されたものの、学習内容の拡充化の方向との調整は避けて通れないものと考えられる。学校現場の具体的な姿をみると、授業時間数を確保しながらほかの学校行事との調整を行い、何泊もの期間を要する宿泊体験の取組みを組み込むのは容易なことではない⁽¹⁾。しかも、それを調整し、実践するのは、ほかでもない多忙を極める同じ現場の教員である。

このように、農山漁村における宿泊体験の取組には、学校現場からみても種々の課題が存在しており、これらの課題に対応しながら取組が進められているのが実態である。従って、ただでさえ多忙な教員に宿泊体験の実施に向けた高いインセンティブを持ってもらうためには、学校教員に宿泊体験の効果をよりよく認識してもらう必要があるが、宿泊体験の取組が学校という限られた社会生活の中では得られることのない貴重な体験の機会を子どもに提供しており、こうした様々な困難な課題を乗り越えてもなお実施する価値のある取組みであるという認識は、少なくとも宿泊体験を実施している学校の教員の間には、広がりつつあるように思う。

今後は、既に体験宿泊を実施している一部の学校における宿泊体験の効果に対する認識を、教育関係者と受け入れ農村地域の関係者、両者をつなぐ旅行・観光業業者、教育政策・農業政策の担当者等により広く伝えていく必要性を感じている。先に、子どもプロジェクトのもつ、教育関係者等へのプロモーション効果に言及した所以である。

2010年度以降は、こうした子どもに対する教育的効果についても、現地ヒアリング等を通じて、できるだけ明らかにしていきたい。

3. 農村にとっての宿泊体験の効果

一方、農村宿泊体験のカウンターパートである受入側の農村にも、種々の大きな効果をもたらされていることがわかった。

子どもの宿泊体験を新規に受け入れようとする場合、その企画段階においては、しばしば農村側に対する経済的なメリットや新規の雇用機会の確保などが期待される。しかし、現場の実態をみると、直接的な経済メリットもさることながら、それ以外の非経済的な地域の活性化効果が相当程度発揮されていることが理解される。

もちろん、経済的效果とて小さいわけではない。前述したように、2007年に実施した中学生の修学旅行受け入れ地域に対する現地調査の結果（長野県飯田市）によれば、受入農家一戸あたりの平均的な宿泊体験にかかる料金収入は約17万円であり、地域全体では宿泊体験謝礼分のみで6,800万円、それ以外の宿泊をとまなわない体験にかかる料金収入も含

めれば1億7,200万円が南信州地域にもたらされている⁽²⁾。

他方で、本報告書で詳述した子どもプロジェクトの受け入れ地域の例でみれば、政策研調査の対象となった全国31地域の料金収入総額は、約1億9,700万円に達しており、これに同じ調査により算出された地域経済への波及効果係数1.55をかければ3億円以上の経済効果をもたらしたことになる。業態別の平均料金収入は、簡宿営業を行う民宿が15.1万円、旅館営業を行う民宿が19.4万円であり、上記の長野県における事例調査に照らして、40万円以上の収入がもたらされている農林漁家が12%存在していたという調査結果とも整合する。しかも、子どもプロジェクトの活動そのものに、中学校における修学旅行のような定期的な制約が少ないことなどを考慮すれば、小学生の宿泊体験のみによる最大売上額が110万円という調査結果も合理的に説明可能であろう。

一方、調査の中では、宿泊体験の取組が経済的な側面以外にも間接的に農林漁家あるいは地域に貢献している様子がうかがえる。第2章の分析では、宿泊体験活動への郷土料理の活用や集落の共同活動や地域行事への参加、寄り合いの回数、地域内の交流施設等の利用状況等について分析を行った結果、いずれも一定の非経済効果が見受けられた。また、現地ヒアリング調査での聞き取り結果によれば、宿泊体験の事後に、学校のイベントなどで地域の農産物などを使ってもらったり、体験を行った生徒を通じてその保護者と産直の繋がりが生まれたりといった事例も聞かれる。なお、こうした間接的な経済効果が発現するためには、継続的な取組が必要であると考えられ、関係が一層深まれば、農山漁村側から提供される食材を給食に利用するなど食育関連の取組も、その発展型として想定することができる。

また、経済的な観点によらない地域活性化効果も重要である。そもそも宿泊体験活動を受け入れる地域は、営農や生活条件の厳しい中山間地域が多い。こうした地域では、高齢化が極めて深刻な状況になりつつあることは周知であり、後継者確保の困難性はもとより、高齢者の営農意欲までも減退している場合が多い。

宿泊体験の取組は、子どもが個別の農家にまで入り込み分宿をする形で取り組まれることが多く、ホテルや青少年教育施設等で合宿形態を取る場合でもデイトムに行われる農作業等の体験では、農林漁家の方が直接的な世話役をつとめたり、農林漁家の圃場や仕事場で直接作業に触れたりする。このような子どもと農林漁家の方々の直接的なふれあいは、実際に体験する生徒側もさることながら、農林漁家の側にも大きな喜びをもたらしている。われわれが子ども宿泊体験を何年か継続して受け入れている農家に伺うと、子どもと向き合うことによる素直な喜びが継続の原動力となっている様子が大変よく感じられる。

都市と農村の交流に関する課題を追求する際には、その視座を経済的な側面に据えがちであるが、とりわけ子どもを対象とした宿泊体験活動の場合には、成人の観光のように滞在期間中の自由な消費行動が伴わないことから、地域に対する“経済的な”波及効果はある程度限定的になる。それよりも、むしろ経済的効果と同等かそれ以上に評価されるべきは“非経済的な”波及効果かも知れないのである。この非経済的効果については、既に鈴村〔12〕において、事例調査に基づいたヒアリング結果を示しており、その結果は、①子

どもに想像以上にまじめに取り組んでもらえて、感情を素直に表現してくれるところがうれしかった、②帰り際に多くの子どものと泣き別れるくらい感動した、③子どもたちとの交流が手紙のやりとりで深まり、それが生き甲斐となっている、④宿泊体験で訪れてくれた子どもたちが数ヵ月あるいは数年後に再訪してくれた、⑤子どもの受入を始めてから地域に活気が生まれた、⑥子どもの歓声で集落の雰囲気明るくなった、などといったものであった。このように、定性的な分析としては一応の結論をみているものの、アンケート調査等による定量的把握は今後の課題である。いずれにしても、宿泊体験活動の効果を考える際には、経済的側面のみならず、非経済的な地域活性化効果に着目することはたいへん重要である。

4. 残された課題

本報告書では、これまで実態調査において定性的にしか捉えられてこなかった宿泊体験活動の効果を、アンケート分析を通じて定量的に明らかにすることができた。また、体験料金等の名目で支払われる料金収入の金額的な把握と、それが地域内でどのように経済循環しているかということについても一定程度分析できた。

しかし、まだいくつかの重要な課題が残されているので、最後に指摘しておきたい。

一つは、宿泊体験に伴う非経済的な効果について、分析を十分に深めることができなかった点である。本書では、第2章において、アンケート調査結果から得られた地域行事の活性化や地域内の寄り合い活動の増加、交流施設の活用状況の変化など一部の情報について結果を記述しているものの、より重要と考えられる宿泊体験を通じ農林漁家が得た精神的な効果についてはほとんど触れることができなかった。前述のように、この農林漁家にもたらされた精神的効果については、既に鈴木〔12〕において定性的な分析としては一定の結論をみているが、このような精神的活性化効果に関する定量的な把握や、子どもが実際にを行う宿泊を含む体験の取組み状況とそうした効果との関係、あるいは農村側の精神的活性化効果と子どもにとっての教育効果との関係など、今後、これらに関連して明らかにすべき課題は多い。

もう一つは、農林水産政策研究所が行った調査と実施した文部科学省による子どもを対象とした小学校調査とのマッチング集計の精度の低さである（分析結果については第3章に記載）。特に、本報告書では、農林水産物の販売金額別集計や農林漁家の作目ごとの集計、子どもの受入目的別の集計等について、地域協議会でまとめた暫定的分析しかできなかった点は不十分と認識している。従って、今後の調査・分析ではこの点を改良しながらの研究が必要と考えている。

体験宿泊活動について、今後さらなる研究を進めるにあたっては、特に以上のような諸点に留意することとしたい。

注

- (1) この他の学校現場における課題について、既に取り組みを実施している学校関係者の話では、宿泊体験の実施にあたってはしばしば保護者の理解を得る難しさや農村現場に連れて行く教師側の負担、安全対策に対する不安などについて言及がある。

中でも、教科学習の進捗の遅れを心配する保護者の理解を得るためには、宿泊体験を行うことによって培われる子ども自身の自立性や社会性が長期的な観点で子どもの成長を下支えすることになることや、その後の学習意欲に良い影響を与える可能性があることなどを丹念に説明していく必要性などがいわれている（第45回小学校学校行事研究全国大会「豊かな人間性や社会性をはぐくむ学校行事の創造－『なかま』『本物』『感動』を大切にしてい－」における分科会討論より）。

- (2) 鈴木〔12〕。

[引用・参考文献]

- [1] 大分県企画振興部・大分大学経済学部『旅行・観光の県内産業への経済波及効果』、2008。
- [2] 小椋唯一『子供たちの観光力ー教育旅行が地域を変えるー』、エムジー・コーポレーション、2007。
- [3] 梶田叡一『新しい学習指導要領の理念と課題ー確かな学力を基盤とした生きる力をー』、図書文化社、2008。
- [4] (財) 日本修学旅行協会『教育旅行白書ー修学旅行を中心としてー2009年版』、(財) 日本修学旅行協会、2009。
- [5] 佐伯英人・石原貴志・二橋正宏・高柳周三・宮本真由美・齋藤央美「集団宿泊的行事の教育効果に関する研究(Ⅱ)」『国立青少年教育振興機構研究紀要 青少年教育フォーラム』No.8、国立青少年教育振興機構、2008、pp.25-35。
- [6] 佐藤真弓「学校教育における農業・農村体験の展開と課題ー東京都武蔵野市セカンドスクール事業を事例としてー」『平成20年度日本農業経済学会論文集』、2008、pp.194-201。
- [7] 佐藤真弓「都市農村交流と学校教育ー武蔵野市セカンドスクール事業を事例にー」報告資料(農林水産政策研究所『農山漁村における教育交流に関するセミナー』)、2010.5.26。
- [8] 佐藤真弓『都市農村交流と学校教育』、農林統計出版、2010。
- [9] 陣内義人「農のもつ教育力」今村奈良臣・吉田忠編、七戸長生・永田恵十郎・陣内義人著『食糧・農業問題全集8 農業の教育力ー人と自然を活かす道ー』、農山漁村文化協会、1990。
- [10] 鈴村源太郎・中村敏郎「日本における小中学生を対象とした体験教育旅行ー農村地域活性化政策との関連でー(第6回北東アジア農政研究フォーラム報告)」『農林水産政策研究所レビュー』No.31、2009.3、pp.11-12。
- [11] 鈴村源太郎「地域農業の活性化に貢献する子どもの農業体験教育旅行(動向解析)」『農林水産政策研究所レビュー』No.31、2009.3、pp.24-34。
- [12] 鈴村源太郎「小中学生の体験教育旅行受け入れによる農村地域活性化(調査・資料)」『農林水産政策研究』No.15、2009、pp.41-59。
- [13] (財) 地域流通経済研究所『観光立県を目指してー観光消費額の経済波及効果1.77倍ー』、2003。
- [14] 中尾誠二「農林漁家民宿に係る規制緩和と民泊の位置付けに関する一考察」『2008年度日本農業経済学会論文集』、2008.12、pp.186-193。

- 〔15〕 中尾誠二『農山漁村民泊と規制緩和型農林漁家民宿にみる小規模グリーンツーリズム政策の研究』、東京農工大学学位請求論文、2010。
- 〔16〕 中村敏郎「都市と農山漁村の共生・対流の農山漁村地域への効果分析（動向解析）」『農林水産政策研究所レビュー』No.32、2009.7、pp.6-11。
- 〔17〕 北海道経済産業局『観光産業の経済効果に関する調査報告書』、2006。

[新聞報道、講演等に関わる記録]

(新聞記事)

- [1] 論説：「農山漁村で大いに学べー体験教育旅行ー」、『日本農業新聞』、2008.10.3。
- [2] 取材記事：「広がる体験学習受け入れー修学旅行作業体験ー」、『全国農業新聞』、2009.1.16。
- [3] 取材記事：「受け入れ地域元気にー子どもの農業体験教育旅行ー」、『日本農業新聞』、2009.3.8。
- [4] 論説：「児童の心理に気を配れー農家宿泊体験ー」、『日本農業新聞』、2010.2.7。

(講演等)

- [1] 佐藤真弓「都市農村交流と学校教育ー武蔵野市セカンドスクール事業を事例にー」、農林水産政策研究所『農山漁村における教育交流に関するセミナー』、2010.5.26。
- [2] 鈴村源太郎「農村地域に広がる小中学生の体験教育旅行受け入れー農村地域の活性化につなげるためにー」、第2068回定例研究会報告、農林水産政策研究所、2008.9.2。
- [3] 鈴村源太郎「日本における小中学生を対象とした体験教育旅行ー農村地域活性化政策との関連でー」、北東アジア農政研究フォーラム第6回国際シンポジウム報告、2009.3.4。
- [4] 鈴村源太郎「日本におけるグリーン・ツーリズムと小中学生を対象とした体験教育旅行ー農村地域活性化政策との関連でー」、アジア生産性機構視察団「農村地域雇用促進事例視察学習事業」研修講義、2009.11.16。
- [5] 鈴村源太郎「小学生の農林漁家宿泊体験が子どもに与える効果と課題ー子どもプロジェクト受入農家等のアンケート分析からー」、第2100回定例研究会報告、農林水産政策研究所、2010.1.26。
- [6] 鈴村源太郎・中村敏郎「小学生を対象とした農林漁家宿泊体験の実態と効果」、2010年度日本農業経済学会大会個別報告<於：京都大学>、2010.3.28。
- [7] 鈴村源太郎「農林漁家宿泊体験の実態と教育効果からみた受入体制の検証」、全国子ども農山漁村交流プロジェクト推進シンポジウム講演、2010.5.20。
- [8] 鈴村源太郎「日本における都市農村交流の展開と小中学生を対象とした体験型教育旅行」、中国武漢市視察団「都市と農業の協働的発展」訪日研修視察講義、2010.8.31。

〔参考資料〕

1. 「都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進に向けた府省連携の今後の対応方向について」(都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム、2007年6月)(抜粋)

(1) 各省庁が連携して取り組んでいくべき政策としての11項目のテーマ

1. 子ども達が農山漁村に宿泊して行う体験活動の一層の推進
2. 農家民宿のおかあさん百選(仮称)の実施
3. 農山漁村での空き家の活用の促進
4. 農山漁村での廃校活用の一層の推進
5. 商店街組織と農山漁村との連携による交流モデルの構築・普及
6. 地域の農林水産品等の地域資源を活用した中小企業の事業展開に対する支援
7. 農山漁村における医療関係情報の提供等の推進
8. 都市と農山漁村との共生・対流等に資する、ICT(情報通信技術)を活用した先進的モデルの構築(ユビキタス・コミュニティ構想)
9. 生物多様性等の観点から重要な里地里山地域の保全再生の推進
10. 農山漁村の地域資源を活用した国際グリーン・ツーリズムの着実な推進
11. 頑張る地方応援プログラム

(2) 子ども達が農山漁村に宿泊して行う体験活動の一層の推進

＜連携府省名：総務省、文部科学省、農林水産省、環境省＞

《現状及び課題》

教育再生と同時に地域コミュニティの活性化を図る観点から、学校教育における農山漁村の宿泊体験活動を、全国の小中学校に展開していく。このためには、①多様な関係者の参加による推進体制の強化、②学校関係者側の意向を踏まえて必要な受入地情報の提供、③教育ニーズに対応した地域ぐるみの受入体制の整備が必要となっている。

《連携の具体化》

子ども達が農山漁村に宿泊して行う体験活動は徐々に広がりを見せているが、全国的な拡大を図るため、関係省が連携して次の取組を行う。

① 情報の収集・整備・提供

農山漁村の受入地情報として、農林漁家民宿等の宿泊施設のほか、農林漁業体験、自然体験、祭りなどの伝統行事、ビオトープづくりといった子どもの育ちに有用な体験活動のプログラム、ノウハウを有する地域の人材など、学校関係者側が必要とする情報を関係省で収集・整備し、提供する。(総務省、文部科学省、農林水産省、環境省)

② 推進体制の整備

学校関係者と受入農山漁村関係者との円滑な情報交換のほか、民間事業者も含め多様な関係者参加による取組の推進を図るため、行政、学校関係者、受入農山漁村関係者、民間企業、NPO法人等が広く参加する推進体制を整備する。（総務省、文部科学省、農林水産省、環境省）

③ 農山漁村の受入地区の整備

農山漁村における宿泊体験活動を全国的に展開していくため、受入体制づくりのモデル構築を行うほか、受入地区の拡大に向けた地方自治体独自の取組への支援を行い、学校関係者のニーズに対応した地域ぐるみの受入体制の整備を推進する。（総務省、農林水産省）

2. 食料・農業・農村基本計画(2010年3月30日閣議決定)(抜粋)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3. 農村の振興に関する施策

(2) 都市と農村の交流等

③ 教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用

農山漁村における安らぎ、癒しの機能や、農作業等の体験を通じた教育的効果、心身機能の回復・向上や健康の維持・増進等、農林水産業・農山漁村が有する教育、保健・休養等の多面的機能に注目し、都市と農山漁村、関係府省が連携して、農山漁村を教育、医療・介護の場として活用するための施策を推進する。その際、これらの機能の効果を調査・検証し、具体的な施策の実施につなげる。

また、子どもを農山漁村に宿泊・滞在させるとともに、農林水産業等の体験を行わせ、当該地域の人々との交流を深めるなどの取組も重要である。こうした取組については、農山漁村への経済効果のほか、子どもの生きる力を育むなど、教育的な効果を得られていることを踏まえ、関係府省で連携し、受入体制の整備等を促進する。

3. 教育振興基本計画(2008年7月1日閣議決定)(抜粋)

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(3) 基本的方向ごとの施策

前述の四つの基本的方向に基づき、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿の実現に向け、今後年間、以下のような施策を中心に取り組む。

その際、教育が、国、地方公共団体、保護者、企業等のそれぞれの責任において実施されるものであることを前提に、所要の施策に取り組む必要がある。

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

① 学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

改正教育基本法第13条(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)の規定を踏まえ、「連・協力」を掛け声に終わらせず、それぞれの役割と責任を自覚した上で、だれもが参加できる具体的な仕組みを持つものとして社会に定着させることを目指す。このため、学校・家庭・地域の連携協のための様々な具体的仕組みを構築するとともに、社会全体の教育力向上に取り組む。

【施策】

◇ 放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり

関係府省が連携して、小学校で自然体験・集団宿泊体験を全国の児童が一定期間(例えば1週程度)実施できるよう目指すとともに、そのために必要な体験活動プログラムの開発や指導者の成を支援する。また、自然の恩恵や食にかかわる人々の様々な活動への理解を深めること等を目として、関係府省が連携して農林漁業者などが農作業等の体験の機会を提供する取組を推進する。

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

② 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

新学習指導要領を踏まえ、生涯をより良く生きようとする力の源泉となる豊かな心と健やかな体育成する。あわせて、将来、社会の責任ある一員として生きる自覚を促し、そのために必要な資質養う。

【施策】

◇ 体験活動・読書活動等の推進

- ・ 生命や自然を大切にする心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、全の小学校、中学校及び高等学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、職場体験活動、奉仕活動、文化芸術体験活動といった様々な体験活動を行う機会の提供について関係府省が連携して推進する。

4. 小学校学習指導要領(2008年3月28日文部科学省告示第27号) (抜粋)

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

(中略)

- 2 学校における道德教育は、道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道德教育は、教育本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うこと目標とする。

道德教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

第6章 特別活動

第1 目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学校行事〕

- 2 内容 全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

(4) 遠足・集団宿泊的行事

自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

5. 子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金要綱(農林水産省事務次官通知、2010年4月)(抜粋)

1. 事業の趣旨

農山漁村は、食料等の生産の場のみならず、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面的機能の発揮の場として重要な役割を有していることにかんがみ、農山漁村という空間及びその役割を、地域住民の生産・生活の場としてはもとより、都市住民にも開かれた国民共通の財産としても、次世代に継承していく必要がある。

こうした中で、農山漁村での宿泊体験活動の実施は、子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として高い効果があることから、このような長期の宿泊体験活動が全国の公立小学校で展開されるよう(中略)、農山漁村地域での受入体制の整備を図り(中略)、受入地域と小学校との間の連携活動の強化、多様なリーダーの育成、教育的効果の高い体験プログラムの開発などを推進するものである。

2. 主な事業メニュー

1) 受入モデル地域体制整備事業

受入れの核となる受入モデル地域の整備を行うため、モデル地域を指定していない府県を中心に受入モデル地域の体制整備を支援。

2) 連携活動等強化事業

受入地域と小学校等における連携活動の強化を図るとともに、安全管理対策を強化するため、験活動等における安全管理対策の点検調査等を支援。

3) 地域リーダーの育成及び受入体制促進事業

地域の様々な事情を踏まえた多様な地域リーダーの育成、教育的効果の高い体験プログラムの発、受入計画の作成等を支援。

4) 農業体験活動周年化モデル構築事業

農山漁村の長期宿泊体験と連携して、一年を通じた農業体験を行う周年化モデルの構築のほか中学、高校、大学等の長期宿泊体験活動、廃校等を活用した長期自然体験村における活動を支援。

3. 事業実施主体等

- | | |
|------------|--|
| 1) 事業実施主体 | 受入地域協議会、農業法人、NPO法人等の民間団体(公募) |
| 2) 補助率 | 定額 |
| 3) 事業実施期間 | 2009年度～2013年度 |
| 4) 国の予算額推移 | 2010年度は、行政刷新会議の結果、2008年度予算の約4割減、388百万円 |
| 5) 事業実績 | 子ども農山漁村交流プロジェクト受入モデルの選定地域は、2008～2009年の累計で78地域協議会が参画している。 |

6. 子ども農山漁村交流プロジェクトの予算措置の変遷と現在の仕組み

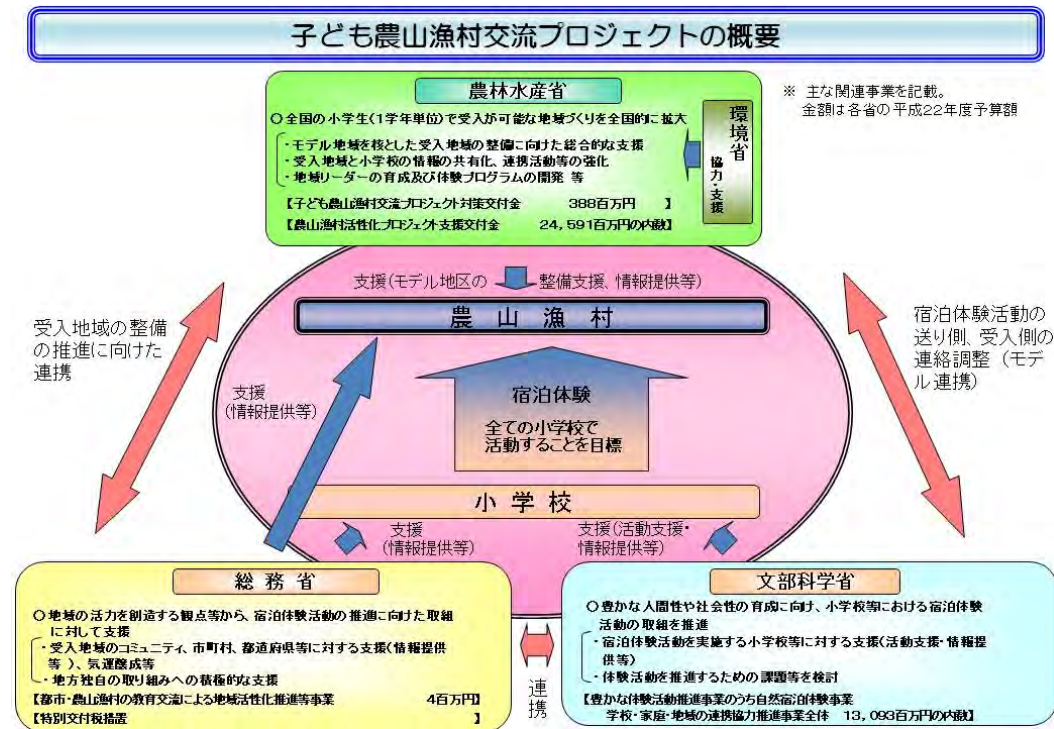
(1) 予算措置の変遷

附表1 子ども農山漁村交流プロジェクトに係る予算措置の推移

2008年度	2009年度	2010年度
広域連携共生・対流等対策	子ども農山漁村交流プロジェクト対策	子ども農山漁村交流プロジェクト対策
1,132百万円の内数	640百万円	388百万円

資料：農林水産省農村振興局資料。

(2) 現在(2010年度)の仕組み



附図1 子ども農山漁村交流プロジェクトの現在の仕組み

資料：農林水産省農村振興局資料。

7. 豊かな体験活動推進事業委託要項(文部科学省初等中等教育局長改訂、2008年4月1日)(抜粋)

1 趣 旨

子どもたちが豊かな人間性や社会性などを育むために、学校教育において様々な体験活動を充実させることが重要である。このため「豊かな体験活動推進事業」の委託事業を設け、体験活動を実施する地域及び学校においては、他校のモデルとなる体験活動に取り組み、小・中・高等学校等における豊かな体験活動の円滑な展開に資する。

2 内容

① 児童生徒の輝く心育成事業 ～ふれあい応援プロジェクト～

都道府県または指定都市内の小学校、中学校及び特別支援学校（小・中学校部）の中から「児童生徒の輝く心育成推進校」を選定し、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、命の大切さを学ばせる体験活動を実施する。

② 高校生の社会奉仕活動推進校

都道府県または指定都市内の高等学校及び特別支援学校（高等部）の中から「高校生の社会奉仕活動推進校」を選定し、地域や学校、生徒の実態を踏まえ、社会奉仕に関わる体験活動を実施する。

③ 農山漁村におけるふるさと生活体験推進校

都道府県または指定都市内の小学校、中学校及び特別支援学校（小・中学校部）の中から「農山漁村におけるふるさと生活体験推進校」を選定し、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、当該学校の活動を受け入れる地域との連携の下、自然体験や農林漁業体験等を行うなど、長期（1週間程度）にわたる宿泊を伴う、農山漁村において一定期間まとまった体験活動を実施する。

④ 学校教育における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進プロジェクト ～仲間と学ぶ宿泊体験教室推進校～

都道府県または指定都市内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の中から「仲間と学ぶ宿泊体験教室推進校」を選定し、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、当該学校の活動を受け入れる宿泊施設等との連携の下、長期にわたる宿泊を伴う、一定期間まとまった共同生活等の体験活動を実施する。

3 委託先

都道府県・指定都市教育委員会及び国立大学法人、学校法人（以下「都道府県の教育委員会等」という。）とする。

4 事業の実施

(1) 体験活動を実施する学校の選定

ア 本事業の委託を受ける都道府県教育委員会等は、以下に定める体験活動を実施する推進校を選定し、選定された推進校においては調査研究を適切に実施する。

①児童生徒の輝く心育成事業～ふれあい応援プロジェクト～

②高校生の社会奉仕活動推進校

③農山漁村におけるふるさと生活体験推進校

④学校教育における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進プロジェクト
～仲間と学ぶ宿泊体験教室～

イ 上記の推進校においては、年間7日間以上又はそれに相当する時間数以上の体験活動を教育課程上に位置づけ実施する。なお、当該日数には原則として事前・事後の指導は含まないものとする。また、活動単位は原則として学校全体又は特定の学年、学科、コース等で実施するものであり、生徒会活動や係活動、部活動、有志による活動など一部の者のみが参加する活動は含まないものとする。

(2) 都道府県・指定都市教育委員会における取組

ア 都道府県・指定都市教育委員会においては、推進校に対して本事業の効果的な実施に必要な指導・助言を行うとともに、その取組が各都道府県・指定都市下の小・中・高等学校等における体験活動の充実の参考とされるように配慮するものとする。

イ 都道府県教育委員会においては、当該都道府県の域内の指定都市教育委員会及び国立大学法人、学校法人が本事業の委託を受ける場合にあっては、推進校の取組を効果的に活用する観点から、当該指定都市教育委員会及び国立大学法人、学校法人と十分連携・協力を図るものとする。

(3) 調査研究の実施

ア 調査研究の委託を受けた都道府県・指定都市教育委員会は、調査研究を実施するに当たっては、推進校の関係者、関係行政機関の職員、学識経験者等によって構成する「体験活動推進協議会」を設けるものとする。

イ 「体験活動推進協議会」においては、体験活動を実施する推進校への連絡調整を行うとともに、体験活動のためのプログラム作成やその普及などにより、体験活動の円滑な実施に資する活動を行うものとする。また、推進校における実践的研究を踏まえた調査研究を実施するものとする。

ウ 文部科学省は、必要に応じて、調査研究を委託された都道府県教育委員会等の関係者の参加を得て、連絡協議会を設置し、研究成果の交換及び研究協議を行うことができる。

8. 豊かな体験活動推進事業実施要領(文部科学省初等中等教育局児童生徒課、2008年4月1日一部改正)(抜粋)

1 趣旨

豊かな体験活動推進事業委託要項(平成18年4月3日初等中等局長決定)「4 事業の実施」(1)アの規定に基づく、豊かな体験活動推進事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 種類

体験活動を実施する推進校の種類は以下のとおりとする。

- ① 児童生徒の輝く心育成事業 ～ふれあい応援プロジェクト～
- ② 高校生の社会奉仕活動推進校
- ③ 農山漁村におけるふるさと生活体験推進校
- ④ 学校教育における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進プロジェクト
～仲間と学ぶ宿泊体験教室推進校～

3 活動例

委託要項2に定める内容を踏まえつつ、次の活動例を参考に、それぞれの推進校において決定する。

【活動例】

- ① ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動
- ② 自然に関わる体験活動
- ③ 勤労生産に関わる体験活動
- ④ 職場・職業・就業に関わる体験活動
- ⑤ 文化や芸術に関わる体験活動
- ⑥ 交流に関わる体験活動(異なる地域や異学年・異年齢の交流を含める)
- ⑦ その他の体験活動

4 取組に当たっての課題

次のような課題に重点をおいて取組を進める。

- ① 教育課程への適切な位置付け
- ② 学校段階・学年等に応じた体験活動の在り方
- ③ 各教科等の指導との関連
- ④ 適切な評価の在り方(児童生徒の体験活動の評価、体験活動の計画や実施の評価等)
- ⑤ 校内の推進体制(下記5(2)に掲げる学校支援委員会を含む)の在り方
- ⑥ 受入地域や宿泊先・関係機関・団体との効果的な連携の在り方
- ⑦ 学校外活動への発展・関連 等

5 協議会等の設置

(1) 体験活動推進協議会

豊かな体験活動推進事業に取り組む都道府県・指定都市においては、地域の実態等を踏まえ、教育委員会、推進校、関係行政機関、社会教育団体等関係団体、企業等の関係者、有識者等により構成される「豊かな体験活動推進地域協議会」を設置し、次のような事項について協議、情報交換等を行う。

ア 推進校の取組等を通じて実現したいねらいや重点

イ 推進校全体の連携や取組の進め方

ウ 児童生徒の学校段階・学年等に応じた体験活動の効果的なカリキュラムなど教育課程を通じた体験活動の在り方

エ 推進校における体験活動実施に当たっての課題の解決や全体の成果の取りまとめ

オ 体験活動受入地域、機関等の情報収集・情報提供

(2) 学校支援委員会

それぞれの推進校においては、地域の実態等を踏まえ、学校長を中心に、教職員、保護者、地域の自治会、関係機関や社会教育団体等の関係者、地域の企業等の関係者などで構成する「学校支援委員会」を設置する。

学校支援委員会においては、関係者の連携・協力の下、体験活動の場や機会の開拓、指導者の確保、体験活動の円滑な実施への協力等、体験活動の充実に資する取組を行う。

9. 豊かな体験活動推進事業実施要領(生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定、2010年3月31日)(抜粋)

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱第22条の規定に基づき、豊かな体験活動推進事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1 事業の趣旨

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、自然体験活動を3泊4日以上の日数で実施する小学校の取組を支援することで、3泊4日以上での活動を全国に普及させ、小学校における豊かな体験活動のより充実した展開を推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は指定都市とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）とする。

3 事業の内容

本事業は、次の内容を実施することができる。

(1) 自然宿泊体験事業 ～子ども農山漁村交流プロジェクト～

農林水産省が指定する受入モデル地域又はその他の受入地域（ただし、国内に限る。）において、原則として小学校が実施する3泊4日以上宿泊体験を通じた自然体験活動等の事業。

(2) 体験活動推進協議会

各都道府県・指定都市において、地域の実態等を踏まえ、体験活動を円滑に実施するために、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果についての議論、好事例の収集、学校への情報提供、取組の普及等を行う体験活動推進協議会を設置・運営する事業。

4 事業の実施

(1) 体験活動を実施する学校の選定

本事業の補助を受ける都道府県・指定都市教育委員会は、豊かな体験活動推進事業を実施する小学校（以下、活動実施校という。）を選定する。

(2) 活動計画の作成

活動実施校は、本事業の趣旨や事業の内容等を踏まえ、連続した3泊4日以上宿泊を伴う集団宿泊体験活動の期間において、次の①～⑥の体験活動を実施する活動計画を作成し、都道府県・指定都市教育委員会に提出する。

- ① 自然に関わる体験活動（必須）
- ② ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動
- ③ 勤労生産に関わる体験活動
- ④ 文化や芸術に関わる体験活動

- ⑤ 交流に関わる体験活動(異なる地域の人々や異学年・異年齢との交流、高齢者との世代間の交流)
- ⑥ その他の体験活動

(3)教育課程上の位置付け

体験活動の教育課程上の位置付けに当たっては、学習指導要領等を踏まえた上で、次の①～③が満たされていること。複数の学年で活動を実施する場合には、それぞれの学年で位置付けられていること。

なお、活動単位は原則として1又は複数の学年全体とし、生徒会活動や係活動、部活動、有志による活動など、学年の一部の者のみが参加する活動は含まないものとする。

- ① 活動計画には、(活動日数－2日(3泊4日なら2日))×5時間に相当する時間数が、体験活動のために位置付けられている。
- ② ①の活動計画に加えて、必ず事前・事後の指導が計画されている。
- ③ 全体の活動計画としては、少なくとも(活動日数＋2日(3泊4日なら6日))×5時間に相当する時間数が教育課程上に位置付けられている。

(4)農林漁家での民泊等

活動計画には、1泊以上の民泊(農林漁家へのホームステイ、もしくは民泊に近いきめ細やかな対応が可能な農林漁家民宿でのホームステイ形式の宿泊)を取り入れた計画であること。

(5)体験活動推進協議会の設置・運営

都道府県・指定都市教育委員会が設置・運営する体験活動推進協議会の構成員としては、活動実施校、都道府県・指定都市教育委員会、学識経験者のほか、地域の実情に応じて、農山漁村振興部局、市町村教育委員会、受入地域、社会教育団体等を含めることが考えられる。

体験活動推進協議会においては、体験活動の円滑な実施のため、次のような事項について協議、情報交換等を行う。

- ① 児童の発達段階に応じた効果的なカリキュラムなど教育課程を通じた体験活動の在り方
- ② 活動等を通じて実現したいねらいや重点
- ③ 都道府県・指定都市全体の連携や取組の進め方
- ④ 都道府県・指定都市内の学校で活用可能な体験活動プログラムの例示
- ⑤ 体験活動受入地域や団体等の情報収集・情報提供
- ⑥ 活動実施校の課題の解決や全体の成果の取りまとめ
- ⑦ 活動実施校等との連絡調整
- ⑧ 体験活動に資する研修等の実施、他で実施される研修等への関係者の派遣

なお、都道府県が設置する体験活動推進協議会に、域内の指定都市を含めて差し支えない。(その場合、都道府県・指定都市間で業務の分担等について、適切な調整を図ること。)

(6) 宿泊体験活動の計画・実施に当たっての留意事項

活動実施校における活動計画の作成及び活動の実施、並びに都道府県・指定都市教育委員会における活動計画等の承認に当たっては、別添の「宿泊体験活動の計画・実施に当たっての留意事項」を踏まえること。

5 活動実施校及び都道府県・指定都市教育委員会の役割

(1) 活動実施校への指導・助言

都道府県・指定都市教育委員会は、活動実施校に対してその活動が効果的に実施されるよう必要な指導・助言を行うとともに、当該活動が各都道府県・指定都市域内の学校における体験活動の充実の参考となるように配慮する。

(2) 文部科学省が実施する調査への協力

活動実施校及び都道府県・指定都市教育委員会は、文部科学省が実施する調査に対して、必要な協力をする。

(3) 関係部局等との連携

都道府県・指定都市教育委員会は、必要に応じて、社会教育担当部局、農山漁村振興担当部局、関係機関及び関係団体等との十分な連携を行う。

10. 豊かな体験活動推進事業の予算措置の変遷

附表2 「豊かな体験活動推進事業」の予算措置の変遷

2008年度	2009年度	2010年度
初等中等教育等振興費 豊かな体験活動推進事業 (国の委託事業)	初等中等教育等振興費 豊かな体験活動推進事業 (国の委託事業)	生涯学習振興費 学校・家庭・地域の連携 協力推進事業 (補助事業)
1,012百万円	1,079百万円	13,093百万円の内数

資料：文部科学省資料。

平成 22 年 5 月 31 日

印刷・発行

行政対応特別研究資料

子どもを対象とした農林漁家宿泊体験
による農山漁村振興の実態と課題

編集発行 農林水産省農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電 話 東京 (03) 6737-9000

FAX 東京 (03) 6737-9600

印刷・製本 (株) 双文社



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。